

第6次尾鷲市 総合計画



共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ



尾鷲市

第6次尾鷲市総合計画

尾鷲市



市章

「オ」と「鷺」を図案化したもの。
5つの部分は合併した5町村（北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村）を表し、大空にははたらく大鷺は市運の上昇・飛躍・発展を意味し、全体の円は円満和合の相を示しています。



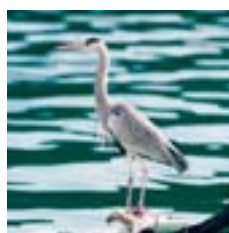
〔市の花〕
ヤブツバキ

主に沿岸部に自生。濃緑に赤い花は、南国的です。



〔市の木〕
ヒノキ

檜の育成や製材技術は、尾鷲市伝統産業です。



〔市の鳥〕
アオサギ

尾鷲湾内の佐波留島で生息。青鷺の繁殖は、尾鷲の海の豊かさ、きれいさの象徴です。



〔市の魚〕
ブリ

尾鷲地方は、鰯の三大漁場の一つであり、また鰯は出世魚の代表です。



たくさんの皆様のご尽力により「第6次尾鷲市総合計画」ができあがりました。将来都市像の「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」に我々の想いが凝縮されております。平成24年度から積極的に取り組み、尾鷲が尾鷲らしく輝けるまちにしていかなければなりません。

尾鷲市では過去50年間ずっと人口減少が続いており、昭和30年代の3万4千人から現在では約2万人となっていました。少子高齢化に加え、ライフスタイルの変化や都市と地方の格差拡大、高度情報化、高速道路の延伸など、我々の生活を取り巻く環境は今までに経験したことがないほど大きく変化し、行く手に時代の大きな峠を迎えようとしております。その上、峠を越えても希望のほの明かりがなかなか見いだせない閉塞感に囲まれています。しかし、今こそこの困難な難しい現実に向かいかなければなりません。尾鷲市が誇る美味しい魚や尾鷲ヒノキ、海洋深層水、熊野古道などの海・山の資源や魅力に磨きをかけ、市民と行政が力を合わせ、共に知恵を出し合い、また、外部からの応援も得ながら、市民や訪れる人々が幸せや心の豊かさを実感できるまちにしていけることが大切です。元気な尾鷲を取り戻し、ふるさととして誇れるまちを、市民と行政が共に創り、次の世代につなげていこうではありませんか。併せて次代を担う人、地域を支える人、産業を支える人の「おわせ^{びと}人づくり」に取り組むことも重要な課題です。ヤブツバキのように控えめで強靱に、ヒノキのごとくすっと誇り高く、アオサギに似て豊かでたくましく、ブリのように生き活きと元気に！引き続きのご理解とご支援をお願いします。

平成24年3月

岩田 昭人

目 次

第1部 基本構想	7
第1章 はじめに	8
第1節 総合計画策定の趣旨	8
第2節 総合計画の役割と目標年次	12
1 総合計画の役割	12
2 総合計画の構成と計画期間	12
第3節 総合計画を軸とした行政経営（運営）システムの構築	13
第2章 市の概況	14
1 尾鷲の歴史	14
2 自然的条件	15
3 社会的状況	17
第3章 尾鷲市の主な課題	28
1 過疎・少子高齢化	28
2 安全・安心なまちづくり	28
3 安心して暮らすための支援	29
4 地域産業を取り巻く環境	30
5 多様な学習の機会	30
6 美しい自然環境の保全	31
第4章 基本構想	32
第1節 将来都市像	32
第2節 将来のまちのイメージ（基本目標）	33
1 みんなが共に支え合い暮らせるまち（市民協働・安全・人権政策）	34
2 みんなが安心して健やかに暮らせるまち（健康・福祉政策）	34
3 みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち（産業・集客交流政策）	34
4 みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち（子ども・生涯学習・文化政策）	35
5 みんながいきいきと快適に暮らせるまち（環境・都市基盤政策）	35
第3節 計画実現のために	35
第6次尾鷲市総合計画施策体系	36

第2部 重点的な取り組み

39

重点的な取り組み	40
----------------	----

第3部 基本計画

43

I みんなが共に支え合い暮らせるまち 45

I-1 助け合いによるまちづくりの推進

111 市民参加によるまちづくり	46
112 情報共有化の推進	47
113 市民参加による防災対策	48
114 消防・救急体制の整備	49
115 防犯対策の推進	50
116 交通安全対策の推進	51

I-2 人が人として尊重される社会の実現

121 人権尊重社会の実現	52
122 男女共同参画の推進	53

II みんなが安心して健やかに暮らせるまち 55

II-1 安心して生活できる保健・医療の推進

211 健康づくりの推進	56
212 医療体制の確保	57

II-2 地域福祉によるまちづくりの推進

221 高齢者保健福祉の推進	58
222 障がい者福祉の推進	59

II-3 安心を支えるしくみの維持

231 社会保障の確保	60
232 市民相談窓口の確保	61
233 生活保障の確保	62

III みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち 63

III-1 活力ある産業の創造

311 農業・関連産業の振興	64
312 林業・関連産業の振興	66
313 水産業・関連産業の振興	68
314 商工観光業の振興	70

目 次

IV みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち	73
IV-1 子どもの健全育成の推進	
411 子育て支援の推進	74
412 未就学児への支援	75
413 学校教育の充実	76
IV-2 豊かな心を育む人づくりの推進	
421 生涯教育の推進	78
422 生涯スポーツの推進	79
423 国際交流の推進	80
V みんながいきいきと快適に暮らせるまち	81
V-1 自然環境の保全と共生の確保	
511 森林の公益的機能の保全	82
512 鳥獣害対策の推進	83
513 自然環境の保全	84
V-2 快適な生活環境の創造	
521 資源循環型社会の推進	85
522 良好な生活環境の保全	86
V-3 快適に生活ができる基盤整備の推進	
531 安全・安心な水の確保	87
532 都市づくりの推進	88
533 災害に強い都市施設の推進	89
534 公共交通の確保	90
VI 計画実現のために	91
611 計画的な行政運営	92
612 健全な財政運営	93
613 行財政改革の推進	94
614 適正な賦課と公平な税負担	95
615 広域・外部連携の推進	96

資料編

97

1 総合計画策定経過	98
2 アンケート調査結果	105

第1部 基本構想

第1章	はじめに	8
第2章	市の概況	14
第3章	尾鷲市の主な課題	28
第4章	基本構想	32

はじめに

第1節 総合計画策定の趣旨

尾鷲市では、昭和45年度に第1次総合計画を策定して以来、現在、第5次総合計画において将来都市像を「海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州 おわせ」と定め、諸施策を実施してきたところです。

この間、日本の生産年齢人口※が平成7年の「阪神・淡路大震災」以降減少に転じ、日本の総人口も平成23年の「東日本大震災」を境に減少傾向にあります。また、少子高齢化が進行するなか、ライフスタイルの変化や都市と地方の格差拡大、インターネットなどの高度情報化、「近畿自動車道紀勢線」など高速道路の延伸、地球温暖化防止に向けた環境保全への取り組みなど、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、行政サービスを全国一律ではなく、地域の実情に応じたものにしていくための地方分権改革が進められ、自治体自らの判断と責任のもと、自主的かつ自律的な行財政運営が求められるようになりました。

このような状況のなか、尾鷲市は過疎・少子高齢化により、人口は昭和30年代の3万4千人から現在では約2万人に減少し、高齢化率も35%を超えています。

尾鷲市が持続的发展をめざすためには、市が主体となって対応してきた従来の行政運営の手法だけでは限界があり、行政だけではなく市民が共に「市民と行政の役割分担」のあり方を見直す必要があります。

このような現状や課題を踏まえ、今後のまちづくりを市民と行政が共に進めていくための指針となる総合計画を策定します。

※生産年齢人口：年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層のこと。



■尾鷲市のあゆみと総合計画の変遷

尾鷲市のあゆみ	国内外の主な出来事
昭和29年・尾鷲町、須賀利村、九鬼村、北輪内村、南輪内村が合併し、尾鷲市誕生	昭和の大合併が進む
昭和30年・市消防本部を設置、常備消防体制 ・国民健康保険を実施	高度経済成長期が始まる
昭和31年・尾鷲港が遠洋漁業基地に指定 ・尾鷲港が鰹水揚げ港に指定	経済白書「もはや戦後ではない」 「三種の神器」
昭和32年・紀勢本線大曾根浦～九鬼間開通	
昭和33年・紀勢本線九鬼～三木里間開通	
昭和34年・国道42号が1級国道に昇格 ・紀勢本線が全線開通	皇太子・美智子様ご成婚 安保闘争
昭和35年・北山道路尾鷲～池原間が開通 ・チリ地震津波が来襲	所得倍増計画を発表
昭和36年・市庁舎完成	四日市ぜんそく多発
昭和37年・尾鷲第1・第2水力発電所竣工	キューバ危機
昭和38年・県立尾鷲工業高等学校創立	ケネディ米大統領暗殺
昭和39年・尾鷲港が出入国管理港に指定 ・尾鷲三田火力発電所、東邦石油の合同完成式	東海道新幹線開通
昭和41年・尾鷲港が開港指定	東京オリンピック開催
昭和42年・国道42号矢ノ川トンネル開通 ・尾鷲港が重要港湾に指定 ・体育文化会館・市立運動場竣工	ベトナム戦争北爆開始 総人口1億人突破 ビートルズブーム 「3C時代」
昭和43年・カナダのプリンスルパート市と姉妹都市提携	公害対策基本法公布
昭和44年・尾鷲総合病院竣工	アポロ月面着陸 大阪万博（S45年）
第1次総合計画（昭和45年度～昭和60年度） 将来都市像：豊かですみよい町づくり	
昭和46年・三重紀北消防組合設立 ・三重県南部集中豪雨	環境庁発足 ドルショック
昭和47年・尾鷲地区広域行政事務組合設立	札幌オリンピック開催 第1次オイルショック 高度経済成長期の終焉
昭和50年・尾鷲消防庁舎竣工 ・みえ国体	GNPマイナス成長
昭和51年・新ゴミ焼却場完成	

はじめに

尾鷲市のあゆみ	国内外の主な出来事
第2次総合計画（昭和52年度～昭和60年度） 将来都市像：健康で長生きし平和に生活できる地域社会の実現	
昭和54年・長野泰一博士に名誉市民賞の称号を贈呈 昭和55年・尾鷲市立中央公民館竣工 昭和57年・通所授産施設「紀北作業所」竣工 ・県道須賀利相賀停車場線開通 昭和60年・第1回尾鷲総合物産展と全国尾鷲節コンクール開催	第2次オイルショック ファミコン登場（S58年） 総人口1億2,000万人に
第3次総合計画（昭和61年度～平成7年度） 将来都市像：黒潮健康文化都市・尾鷲	
昭和62年・尾鷲三田火力発電所3号機運転開始 平成元年・市の花：ヤブツバキ、市の木：ヒノキ、市の鳥：アオサギ、市の魚：ブリを公示 平成2年・尾鷲市民憲章制定 ・尾鷲市立天文科学館完成 平成4年・三木里野鳥の小径とマリンロード完成 ・八鬼山トンネル開通 平成5年・尾鷲市民文化会館（せぎやまホール竣工） ・大曾根公園竣工 平成6年・東紀州地域活性化事業推進協議会が県と8市町村で発足	国鉄民営化、JRに 消費税スタート 暴力団対策法施行 サッカーJリーグ誕生 EU発足 阪神・淡路大震災（H7年） 地下鉄サリン事件（H7年）
第4次総合計画（平成8年度～平成17年度） 将来都市像：新世紀に躍進する交流拠点都市・尾鷲	
平成8年・尾鷲総合病院新棟竣工 ・八鬼山と馬越峠が「歴史の道100選」に選ばれる 平成9年・尾鷲ひのきプレカット工場竣工 平成10年・近畿自動車道紀勢線 尾鷲市～紀勢町間に施行命令 平成11年・輪内高齢者サービスセンター竣工 ・東紀州体験フェスタ開幕 ・尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合竣工 平成12年・紀北広域連合介護保険センター竣工 ・福祉保健センター竣工 平成13年・国道311号曾根・梶賀バイパス開通	O-157流行 COP3京都会議 長野オリンピック開催 アメリカ同時多発テロ

尾鷲市のあゆみ	国内外の主な出来事
第5次総合計画（平成14年度～平成23年度） 将来都市像：海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州 おわせ	
平成14年・国道311号早田・三木浦バイパス開通 平成16年・市制施行50周年式典開催 ・熊野古道「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録 平成18年・海洋深層水取水・分水施設「アクアステーション」完成 平成19年・し尿処理施設「クリーンセンター」完成 ・「三重県立熊野古道センター」完成 ・夢古道おわせに「地場特産品情報交流センター」完成 ・中国大連市金州区と友好協力都市提携 平成20年・矢ノ浜浄水場新施設完成 ・海洋深層水活用型温浴施設「夢古道の湯」完成 ・熊野尾鷲道路尾鷲南～三木里間開通 平成21年・尾鷲市・紀北町のスーパーなどでレジ袋有料化 平成22年・古江小学校講堂跡に「地震・津波観測監視システム（DONET）」陸上局完成	サッカー W杯日韓共催 三位一体の改革 新潟県中越地震 野球第1回WBC優勝 食品に関する不祥事多発 リーマンショック 新型インフルエンザ発生 東日本大震災（H23年） 紀伊半島大水害（H23年）

はじめに

第2節 総合計画の役割と目標年次

1 総合計画の役割

総合計画は、尾鷲市の長期的なまちづくりの基本となる目標と、その目標を達成するための取り組みである施策・事業を総合的かつ体系的にとりまとめたもので、市民と行政がまちづくりに対する課題や目標を共有するためのものです。

また、ここで掲げるまちづくりの方向性は、国や県、社会情勢の動向と整合性を保ちつつ、尾鷲市全体の想いとして広くアピールするものです。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成します。

2 総合計画の構成と計画期間

1) 基本構想（平成24年度から平成33年度まで）

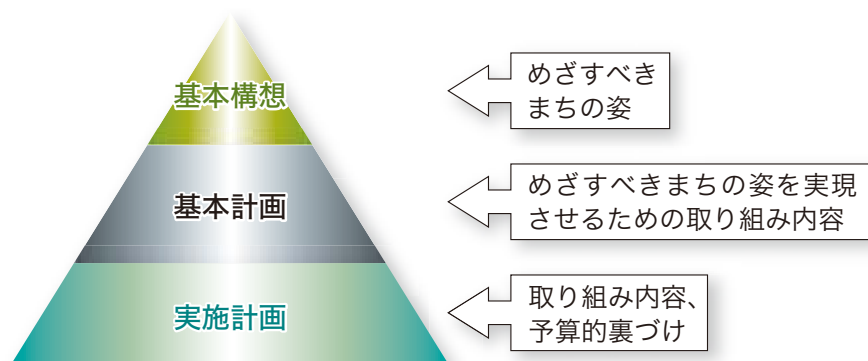
尾鷲市のめざす将来都市像、まちづくりの理念や目標、これを実現するために必要な政策の大綱を示すものです。

2) 基本計画（平成24年度から平成28年度までの前期5年間、平成29年度から平成33年度までの後期5年間）

基本計画は、基本構想で示されたまちづくりの理念や目標を達成するため、施策を体系的に示すものであり、施策の目的や成果、取り組みの内容など、基本構想をより具体化するものです。

3) 実施計画（3ケ年を1期としローリング方式で毎年改定）

実施計画は、基本計画で示した施策に基づき、主要な事業を具体的に示すものであり、各年度の予算編成の指針として、毎年度必要な点検・見直しを行い策定するものです。



第6次尾鷲市総合計画10年間の流れ



第3節 総合計画を軸とした行政経営（運営）システムの構築

総合計画に基づくまちづくりを進めるため、事業の実施により、どのような成果が得られたか、将来都市像に近づくことができたか、課題の解決が図られていない場合は、その原因が何であったかを検証し、次の計画に反映することが必要です。

総合計画に基づく計画（予算編成）、実施（予算執行）、評価（評価・決算）のPDSサイクルを構築し、すべての段階で総合計画を参照し、総合計画を軸とした行政経営（運営）システムの構築を図ります。

総合計画に基づくPDSサイクルイメージ



市の概況

1 尾鷲の歴史

尾鷲地方は、東紀州地域のなかでもとりわけ早くから拓け、沿岸の黒潮を利用して、すでに縄文時代早期（紀元前7000年頃）には東海地方からの文化を、縄文時代中期・後期（紀元前3000～2000年頃）には近畿はもちろん関東・瀬戸内の文化までも取り入れていたことが向井・曾根遺跡の出土遺物から明らかとなっています。

古代には志摩国英虞郡あごぐんに属し、伊勢神宮の神領地としての御厨みくりやが数多く定められていたことから、熊野灘の豊富な水産資源を奉納していたと考えられています。

天正10年（1582年）、羽柴（豊臣）秀吉の家臣である堀内安房守氏善ほりのうちあわのかみうじよし（新宮城主）により、その勢力下におかれ紀伊国に属しました。文禄の役（1592年）には堀内安房守氏善に従い仲新兵衛、世古慶十郎、曾根新吉などが出陣し、大いに軍功をたてています。

関ヶ原の戦いのあと、浅野左京太夫幸長あさのさきょうだゆうよしながが徳川家康により紀伊国主に封じられ、徳川頼宣が元和5年（1619年）に入国し、御三家紀州藩の所領となり牟婁郡奥熊野尾鷲組と呼称されました。豊かな山林を利用した薪炭生産が産業として生まれ、寛永の頃（1624～1644年）、その伐採跡地にスギやヒノキを植林したことにより尾鷲林業が起きました。

明治維新後、和歌山県、度会県を経て三重県の所轄区となり、明治22年（1889年）の市制町村制の施行により北牟婁郡尾鷲町となり、昭和29年（1954年）6月には、尾鷲町、須賀利村、九鬼村、北輪内村、南輪内村が合併し、市制を施行しました。当時の人口は33,188人、世帯数7,330戸で、新市名を尾鷲おわせと呼称して現在に至っています。

2 自然的条件

1) 位置及び地勢

尾鷲市は、三重県南部の東紀州地域の中央に位置し、東西の距離21km、南北の距離19kmで、総面積は193.16km² (県全体の3.35%) に及びます。

北は北牟婁郡紀北町に、南は矢ノ川峠を境に熊野市に、西は大台ヶ原山系を控えて奈良県に接し、東は黒潮おどる雄大な太平洋(熊野灘)を臨んでいます。

海岸線は陸地が沈降し、海水が浸入して形成された典型的なリアス式海岸で、南北の直線距離は19kmですが、その延長は約100kmにも達し、尾鷲湾をはじめ多数の湾が入り組み、天然の良港を形成しています。

市域面積の約92%が山林で、平坦地が極めて少なく集落は湾奥の小低地に位置しています。

【位 置】

市役所の位置

北緯34度04分15秒 東経136度11分28秒

【主な山】

海拔最高点は川原木屋女王の滝西方約2kmの地点(県境)にある三角点で、標高1,150.3mです。

【主な河川】

尾鷲湾に注ぐ^や矢ノ川、^{かわ}中川、北川と、賀田湾に注ぐ^{くつかわ}沓川、^{やそがわ}八十川、古川、隣接する紀北町へ流れる又口川などの中小河川があります。

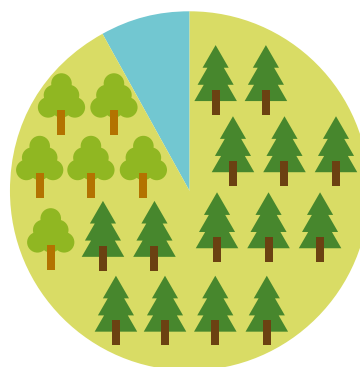


市の概況

2) 植生

市域面積の約92%を占める山林のうち、約6割がヒノキ・スギなどの針葉樹の人工林となっているほか、沿岸部には暖地特有の常緑広葉樹が自生し、魚付保安林などとして保護されています。

また、沿岸部の吉野熊野国立公園指定区域を中心とする地域は、南海型の温暖多湿な気候の影響を受け亜熱帯性のシダ植物が自生しています。



約92%の山林のうち
6割が針葉樹

3) 地質

地質は、新生代第三紀中新世以降に噴出したといわれる熊野酸性岩（黒雲母花崗斑岩）が最も多く、市域の76%を占める広い範囲に分布しているほか、尾鷲湾東部などには中生代ジュラ紀から白亜紀のものと推定される四万十層群（砂岩、頁岩、チャートなどの互層からなっている。）があり、市域の22%を占めています。

また、尾鷲湾南部の沿岸部には、新生代第三紀中新世尾鷲層群（砂岩、シルト岩など）が見られます。

4) 気候

尾鷲市は、黒潮（暖流）の流れる熊野灘に面し、また背後の三方が山に囲まれていることから、年間を通じて温暖多雨の南海型気候となっています。

雨が多いことでは全国的にも有名で、年間降水量は約4,000mmを記録しています。しかし、一時に大量に降水する特性であるため、晴天日数などは他地域と同程度です。

降雪は厳冬期にまれに見られますが、積雪することはほとんどありません。



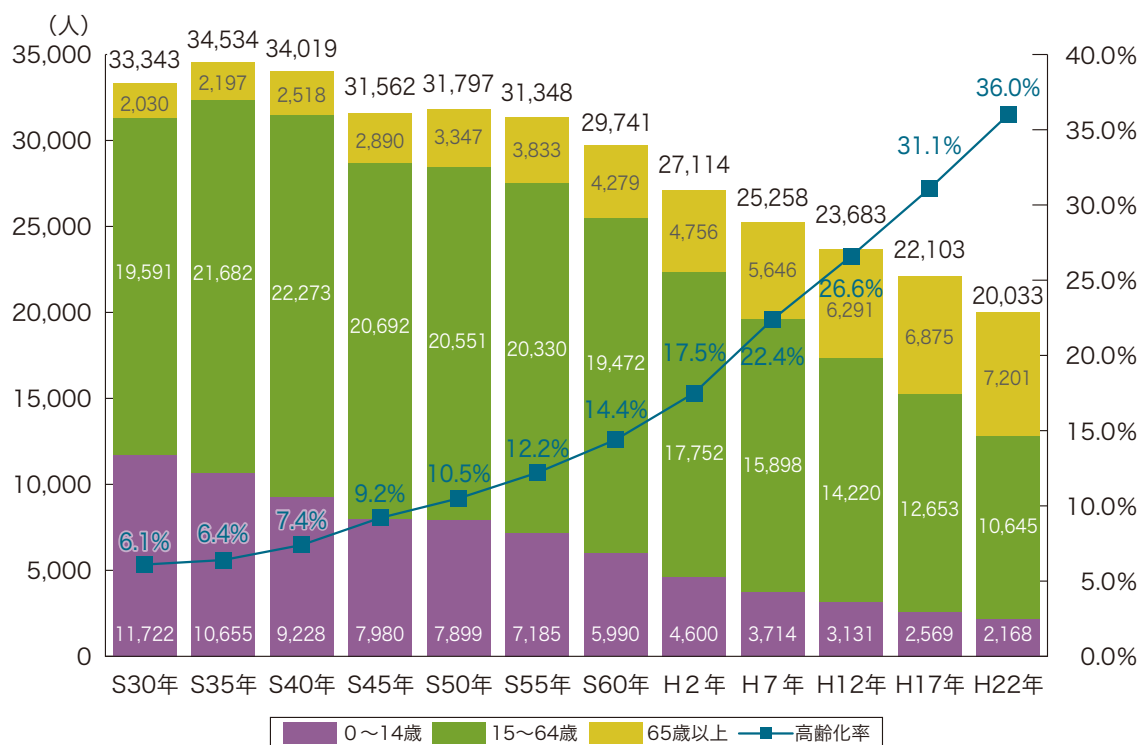
3 社会的状況

1) 人口

市制施行直後の昭和30年に33,343人であった尾鷲市の人口は、進学、就職による若年層の流出や社会情勢の変化による企業活動の縮小などにより、昭和35年を境に年々減少を続けています。昭和55年までは30,000人を維持していましたが、それ以降は年間400人程度が減少し、平成22年には20,033人となっています。

高齢化率は年々上昇し、平成22年には36.0%と、3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。

■総人口の推移



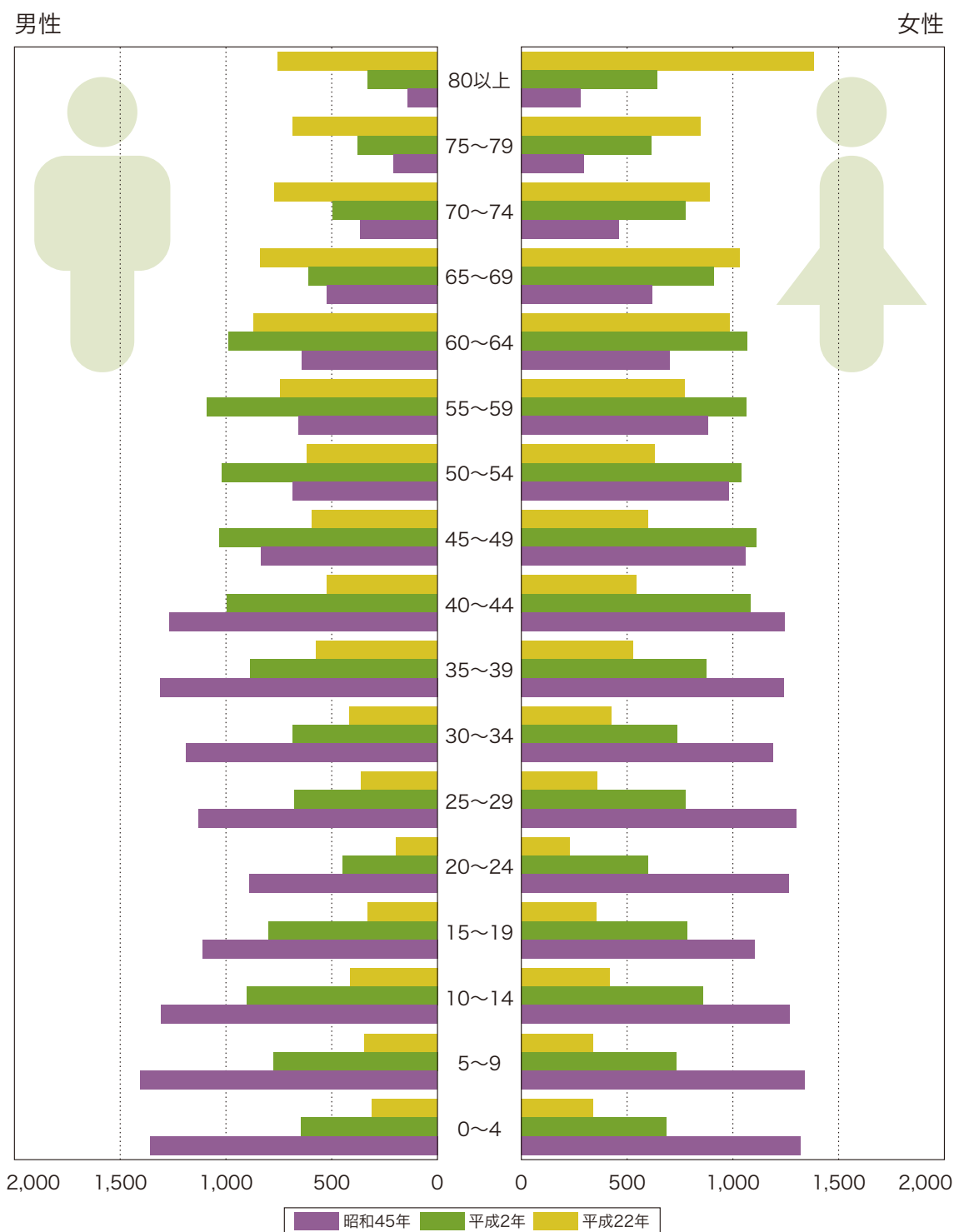
資料：国勢調査（昭和30年～平成22年）各年10月1日現在

※総人口には年齢不詳を含むため、内訳と合計が一致しない場合があります。

市の概況

人口の年齢構成の変遷について、昭和45年と平成22年とを比較すると、年少人口（0～14歳）は7割以上、生産年齢人口（15～64歳）は約5割減少し、老年人口（65歳以上）は約2.5倍にまで増加しています。

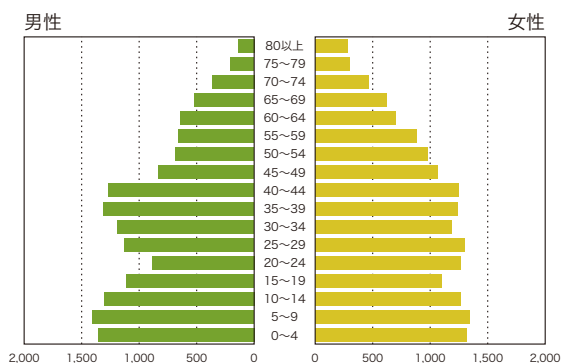
■年齢階層別人口の変遷



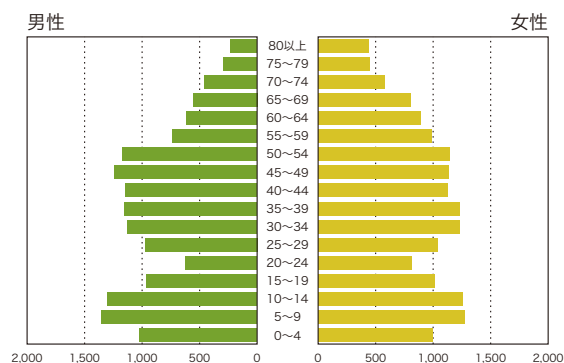
資料：国勢調査

■年齢階層別人口の変遷 (10年ごとの人口ピラミッド)

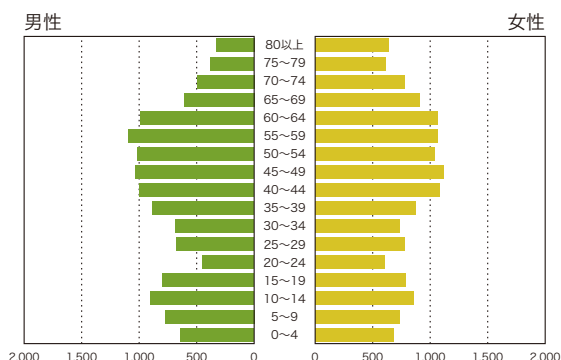
【昭和45年】



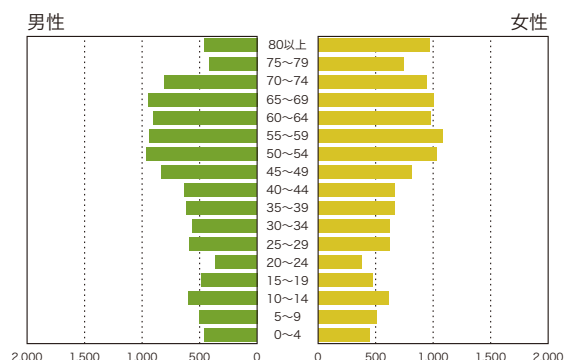
【昭和55年】



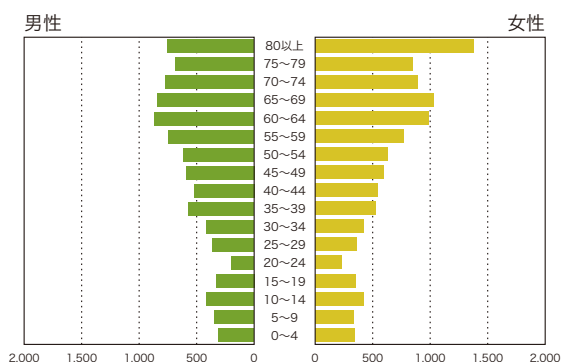
【平成2年】



【平成12年】



【平成22年】



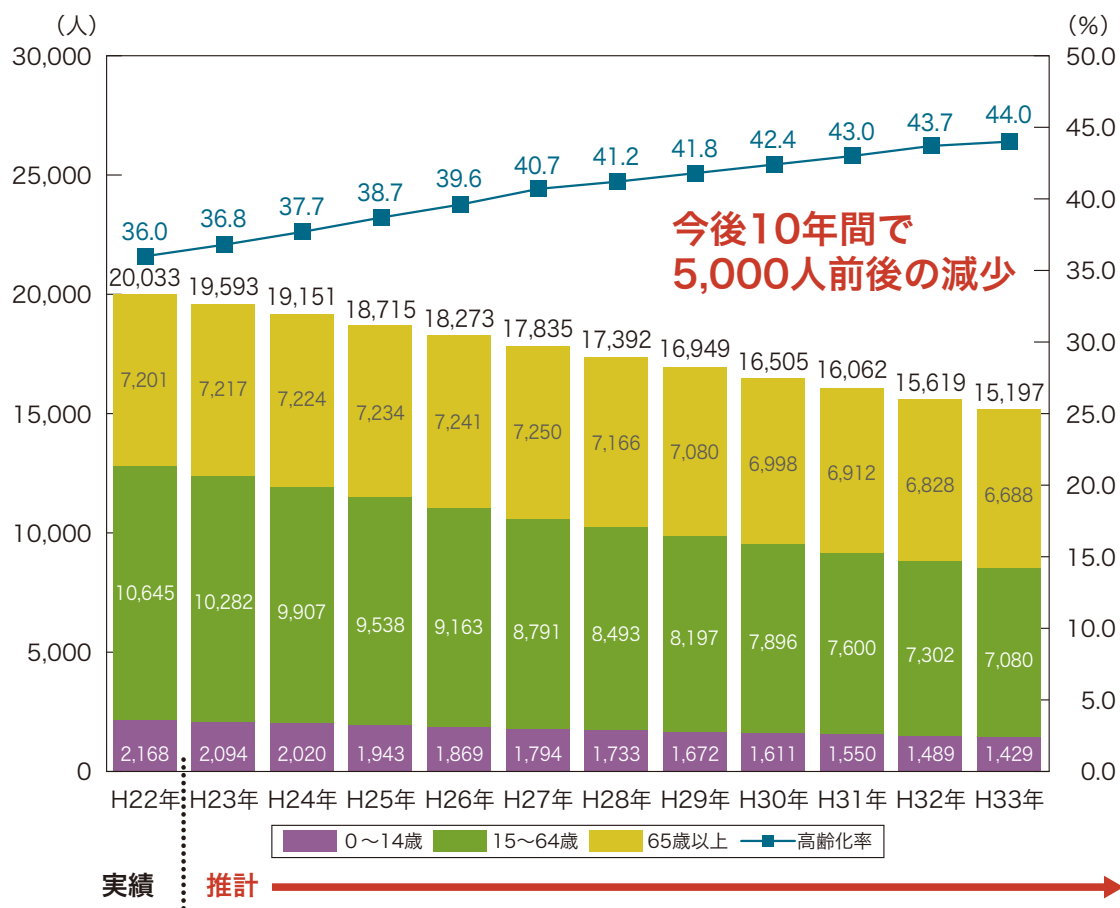
多くの若年世代が高齢者を支える昭和45年の人口ピラミッドから、過疎・少子高齢化により、年々下支えする若年層より高齢者が多い逆ピラミッド型に移行していることがうかがえます。

資料：国勢調査

市の概況

平成22年国勢調査の数値を用いた人口推計によると、平成33年（2021年）の総人口は15,197人、高齢化率は44.0%になると推計されます。

■将来人口推計（国勢調査の数値を用いたセンサス変化率法）

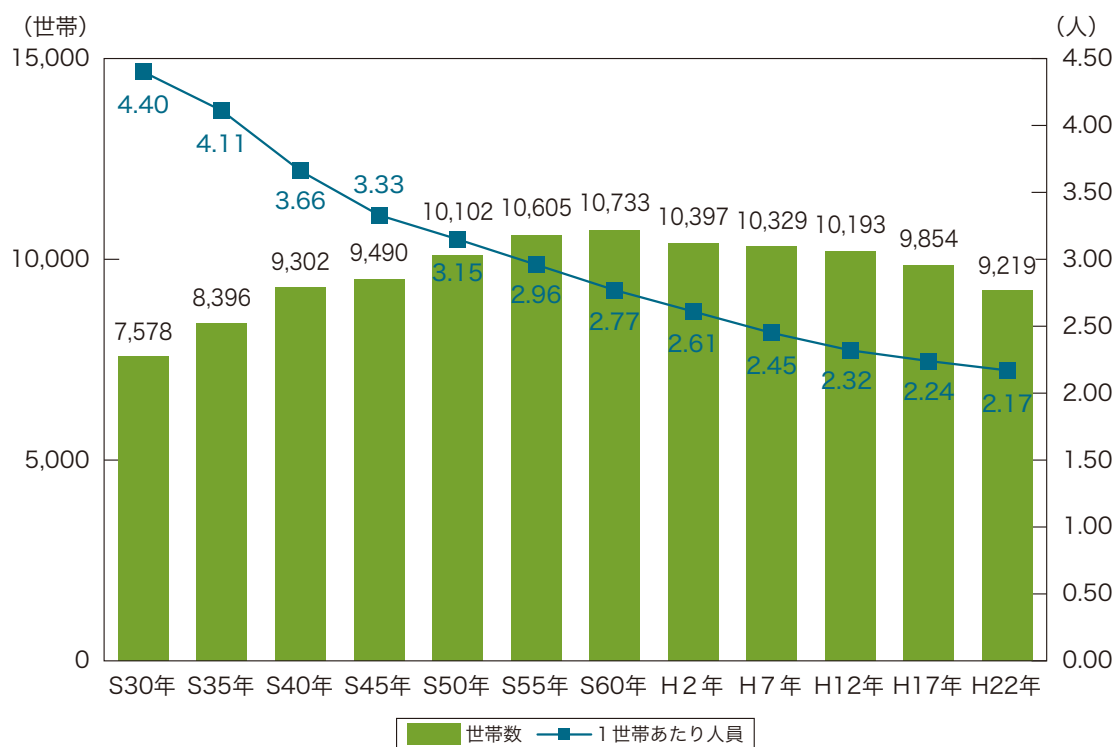


※平成22年総人口には年齢不詳を含むため、内訳と合計が一致しません。

※センサス変化率法とは、国勢調査の結果を用いて各コーホート（同年（または同期間）に出生した集団）の過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に掛けて将来の人口を求める方法です。

2) 世帯数

世帯数は、昭和30年の7,578世帯から昭和60年の10,733世帯まで増加しましたが、その後減少に転じ、平成22年には9,219世帯になっています。1世帯あたり人員は一貫して減少し、昭和30年の4.40人から、平成22年には2.17人となり、核家族化の進行と高齢者単身世帯が増加していることがうかがえます。



資料：国勢調査（昭和30年～平成22年）各年10月1日現在

■高齢者単身世帯の状況

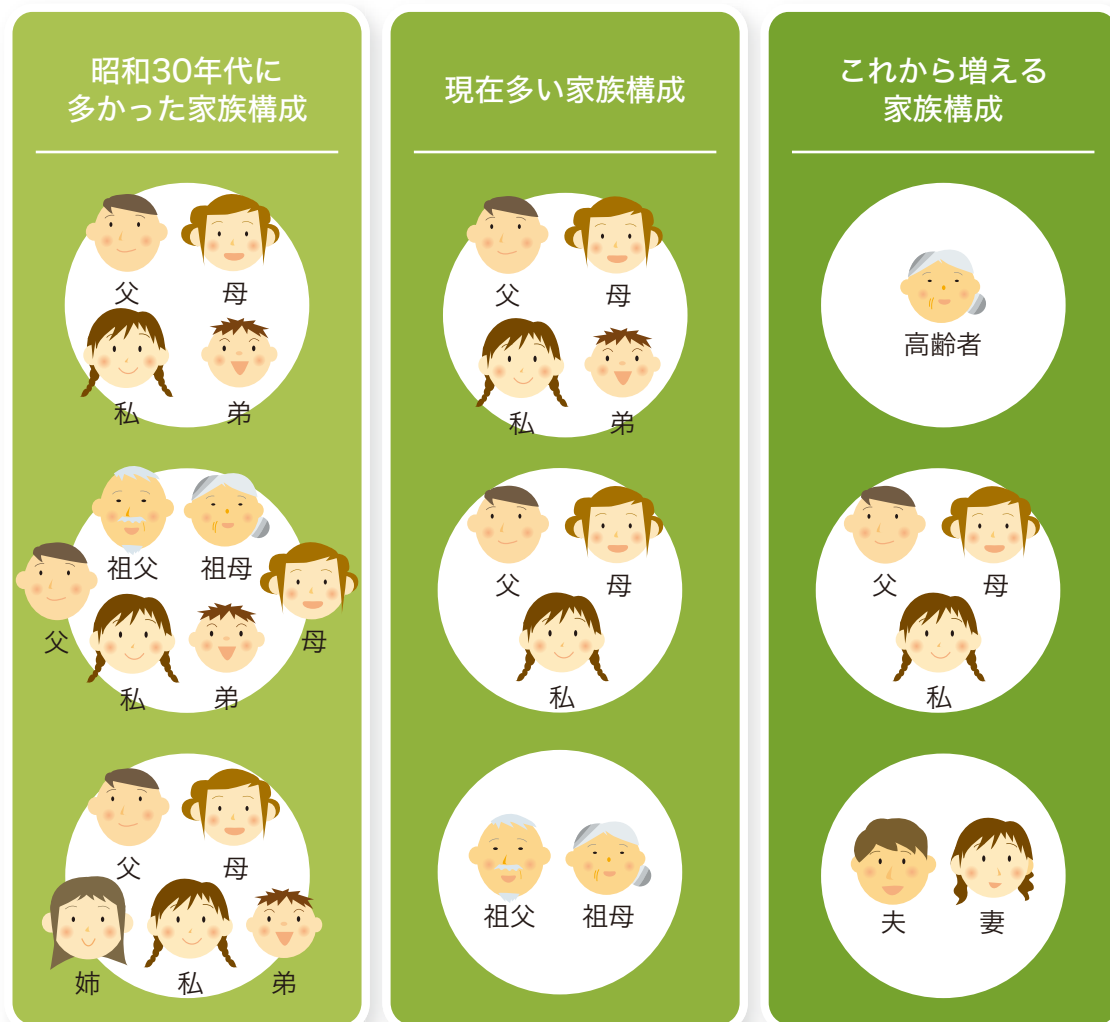
(単位：世帯)

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者単身世帯	2,055	2,192	2,289	2,365	2,424

資料：福祉保健課 各年4月1日現在

市の概況

■ 家族構成の移り変わり



3) 人口動態

平成13年度から平成22年度までの人口動態を見ると、出生数が約150人から約120人に減少する一方、死亡数は300人を超えていることから、自然動態による減少がうかがえます。また、転入と転出による社会動態においても、年間に200人程度の減少が見られます。

■人口動態の状況

(単位：人)

区 分	自然動態(a)			社会動態(b)			増減合計 (a)+(b)
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成13年度	152	289	△137	794	1,011	△217	△354
平成14年度	162	335	△173	824	1,021	△197	△370
平成15年度	137	331	△194	780	947	△167	△361
平成16年度	151	274	△123	698	910	△212	△335
平成17年度	145	323	△178	795	968	△173	△351
平成18年度	141	310	△169	684	959	△275	△444
平成19年度	147	311	△164	558	805	△247	△411
平成20年度	123	346	△223	553	747	△194	△417
平成21年度	119	320	△201	624	837	△213	△414
平成22年度	127	352	△225	618	766	△148	△373

資料：三重県統計室

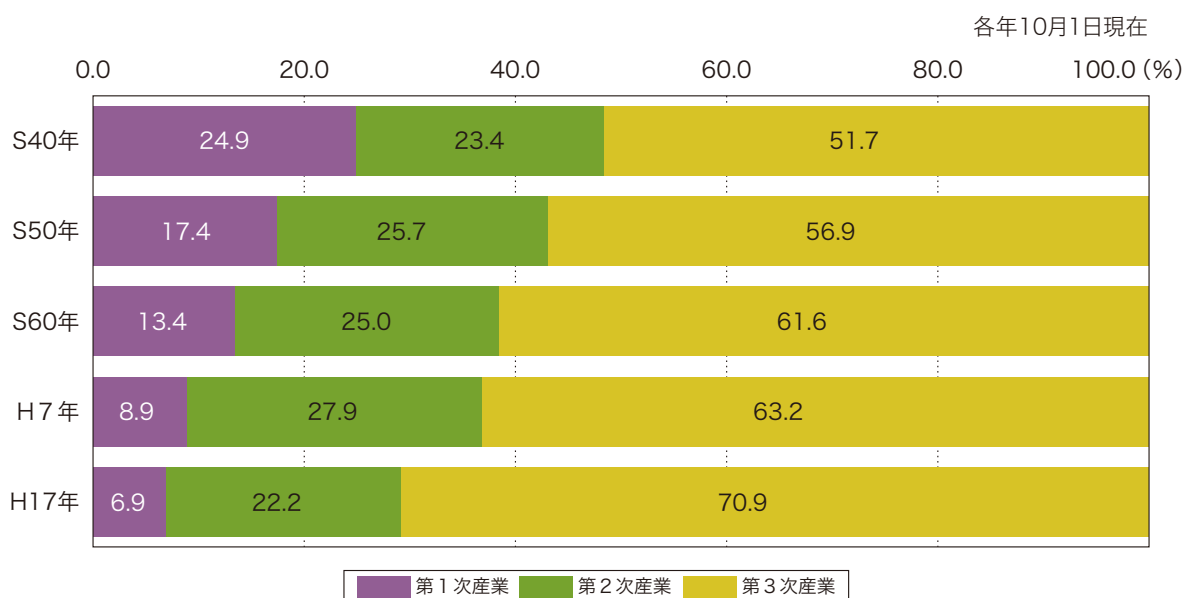
市の概況

4) 就業構造

昭和40年から平成17年までの間に、尾鷲市の産業別就業構造は大きく変化し、第1次産業の平成17年就業者数は、昭和40年の2割程度と大幅に減少しています。第2次産業では、平成7年までは大きな変化は見られませんでした。平成17年に減少に転じ、第3次産業も昭和40年から昭和60年までの就業者数は増加しましたが、その後減少に転じています。

産業別就業者割合については、第2次産業に大きな変化はありませんが、第1次産業が大幅に減少し、第3次産業の占める割合が増加しています。そのなかでも、サービス業と公務の従事者が増え、その占める割合も4割弱になっています。

産業別就業者割合の推移



資料：国勢調査

産業別就業者数の状況

各年10月1日現在(単位:人、%)

区 分	昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成17年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総就業者数	14,415		14,428		13,810		12,319		10,105	
第1次産業	3,588	24.9	2,504	17.4	1,853	13.4	1,091	8.9	698	6.9
農業	645	4.5	207	1.4	137	1.0	111	0.9	143	1.4
林業	538	3.7	378	2.6	234	1.7	144	1.2	61	0.6
漁業	2,405	16.7	1,919	13.3	1,482	10.7	836	6.8	494	4.9
第2次産業	3,376	23.4	3,707	25.7	3,447	25.0	3,433	27.9	2,242	22.2
鉱業	183	1.3	193	1.3	139	1.0	136	1.1	60	0.6
建設業	1,686	11.7	1,524	10.6	1,305	9.4	1,347	10.9	1,107	11.0
製造業	1,507	10.5	1,990	13.8	2,003	14.5	1,950	15.8	1,075	10.6
第3次産業	7,446	51.7	8,188	56.8	8,504	61.6	7,785	63.2	7,151	70.8
電気・ガス・水道業	376	2.6	270	1.9	287	2.1	232	1.9	125	1.2
運輸・通信業	923	6.4	887	6.1	821	5.9	697	5.7	383	3.8
卸・小売業	2,908	20.2	3,289	22.8	3,254	23.6	2,779	22.6	2,523	25.0
金融・保険業	329	2.3	324	2.2	343	2.5	327	2.7	276	2.7
不動産業	-	-	30	0.2	21	0.2	35	0.3	32	0.3
サービス業	2,293	15.9	2,766	19.2	3,139	22.7	3,070	24.9	3,101	30.7
公務	617	4.3	622	4.3	639	4.6	645	5.2	711	7.0
分類不能	5	0.0	29	0.2	6	0.0	10	0.1	14	0.1

資料: 国勢調査

※産業別の就業者構成比の内訳と合計が一致しない場合があります。

市の概況

5) 人口流動

人口動態において、昼間人口*が夜間人口*を上回る流入超過が続いています。

流入人口、流出人口とも年々増加傾向となるなか、平成17年に流入人口が減少に転じています。

尾鷲市への流入人口は、隣接する紀北町(旧海山町及び紀伊長島町)、熊野市からがほとんどで、尾鷲市からの流出人口も同様です。通学者における流入人口は熊野市からの1名に対し、同市への流出人口は78名となっています。

※昼間人口：夜間人口に通勤・通学による流入人口と流出人口を加減したもの。

※夜間人口：尾鷲市に住んでいる人。

■人口流動の状況

(単位：人、%)

区 分	夜間人口 (a)	流入人口 (b)	流出人口 (c)	昼間人口 (a)+(b)-(c)	膨張率	流動率 (b)+(c)/(a)
昭和40年	34,019	1,580	698	34,901	2.6	6.7
昭和50年	31,797	1,853	1,038	32,612	2.6	9.1
昭和60年	29,741	2,087	1,308	30,520	2.6	11.4
平成7年	25,258	2,302	1,363	26,197	3.7	14.5
平成17年	22,097	1,984	1,498	22,583	2.2	15.8

■都道府県・県内市町別流入・流出人口

平成17年10月1日現在(単位：人)

		流入人口	就業者	通学者
三重県	津市	25	25	
	四日市市	12	11	1
	伊勢市	11	11	
	松阪市	29	29	
	熊野市	214	213	1
	大台町	11	11	
	大紀町	50	50	
	紀伊長島町	426	304	122
	海山町	944	760	184
	御浜町	53	53	
	紀宝町	24	24	
	その他	50	48	2
他府県		135	133	

		流出人口	就業者	通学者
三重県	津市	21	17	4
	四日市市	23	22	1
	松阪市	26	23	3
	熊野市	225	147	78
	大紀町	21	21	
	紀伊長島町	220	203	17
	海山町	728	726	2
	御浜町	10	5	5
	その他	70	64	6
	他府県		154	136

資料：国勢調査

資料：国勢調査

6) 市民所得

平成20年度の市民所得（分配）※は、491億円で対前年度比12%減となっています。

一人当たり市民所得は、2,348千円で対前年度比10.3%減少し、県民所得を100とした場合の水準は83.0になっています。

経済活動別市内総生産の構成比は、第1次産業5.12%、第2次産業11.80%、第3次産業86.86%と、第3次産業が大半を占めていますが、4年前に比べ市内総生産の額が約37億円、率にして5.0%減少しています。

※市民所得（分配）：雇用人報酬、財産所得、企業所得の合計。

■市民所得（分配）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民所得 (百万円)	57,192	56,885	55,709	55,829	49,131
1人あたり市民所得 (千円)	2,559	2,574	2,569	2,619	2,348
1人あたり県民所得 (千円)	2,997	3,084	3,159	3,224	2,829
対県民所得 (県平均=100)	85.4	83.5	81.3	81.2	83.0

■経済活動別市内総生産

(単位：百万円、%)

年 度	第1次 産業	構成比	第2次 産業	構成比	第3次 産業	構成比	帰属 利子等	構成比	市内 総生産
平成16年度	4,503	6.05	10,226	13.74	62,789	84.35	3,076	4.13	74,442
平成17年度	3,937	5.13	12,092	15.75	63,826	83.16	3,101	4.04	76,754
平成18年度	3,712	4.98	11,038	14.82	62,696	84.18	2,966	3.98	74,480
平成19年度	3,964	5.16	12,969	16.89	62,753	81.74	2,911	3.79	76,775
平成20年度	3,623	5.12	8,344	11.80	61,434	86.86	2,670	3.77	70,731

資料：三重県の市町民経済計算

尾鷲市の主な課題

1 過疎・少子高齢化

日本の総人口は、総務省の人口推計によると平成16年を境に減少に転じ、今後の30年間の見通しでは、農山漁村等の地方だけでなく、大都市においても人口減少が予想されます。また、少子高齢化が急速に進み、年少人口は約40%減少し、高齢人口は約45%増加すると予想されています。

尾鷲市では、昭和35年を境に人口が減少に転じ、昭和55年以降の30年間では1万人もの人口が減少しています。過疎・少子高齢化が続くなか、核家族化の進行とともに高齢者の単身世帯が増加し、特に、沿岸部に点在する各集落では、限界集落と呼ばれる高齢化率が50%以上の集落が見られるようになっていきます。また、それぞれの地域における地域活動の担い手不足や住民自治に対する意識の低下により、子どもや高齢者の見守りなど、地域のつながりが薄れてきています。

2 安全・安心なまちづくり

自然災害による被害は、実際に経験した台風や地震・津波を契機とした防災対策の充実・強化により、長期的には減少傾向にあります。しかし、近年では、短時間豪雨の発生頻度の増加などにより、これまで想定してこなかった課題が生じてきています。

東海地震、東南海・南海地震の発生が懸念されるなか、尾鷲市では、発生時の震度が6弱、津波の高さが最大約7メートル程度と予測され、甚大な被害に遭う恐れがあります。また、これまでの想定を超える災害の発生も危惧されていることから、想定外の事態にも対応できる総合防災対策が求められています。

これまでも、災害発生時における情報伝達手段を増やしたり、地域における自主防災組織の結成など、減災に向けた取り組みを進めてきましたが、避難所となる公共施設の多くは耐震化されていない状況にあります。今後、過疎・少子高齢化への対応や、地震・津波、短時間豪雨等に備えた防災対策を進めるため、「自助」「共助」「公助」のあり方を確立していく必要があります。

また、消防団の団員数の不足や高齢化、救急需要の増加や要請内容が複雑多様化するなどの課題があります。

3 安心して暮らすための支援

近年、医師が特定の地域や診療科に偏ることにより、地方の医師の不足、診療科の休止や救急医療体制の弱体化などが課題となっています。

尾鷲総合病院においても、医師の確保に向けた取り組みを行っていますが、医師不足の解消までには至っておらず、今後の救急医療体制の維持や医療に対する不安が高まっています。また、病院の経営環境は、医療圏域内の人口減少や医療報酬の改正等により厳しい状況にあります。

尾鷲市では、市民主導の健康づくりの展開に向け、特定健診やがん検診などの生活習慣病予防対策、予防接種などの感染症予防対策とともに、健康相談や健康講演会などを実施していますが、健康づくりに対する市民意識が希薄であり、各関係機関と連携したさらなる事業展開の充実が必要です。

高齢者福祉では、食事の支援や安否確認を行う配食サービス、緊急通報システムの設置などとともに、高齢者が在宅で元気に暮らせるよう介護予防事業を展開してきました。今後、高齢化がより一層進むことを考えると、行政サービスだけではなく、家族や地域とともに高齢者を支えるしくみを構築する必要があります。

障がい者福祉では、自立支援法に基づきさまざまな支援を行っていますが、障がい者を取り巻く環境は依然として厳しく、障がい者が地域のなかで安心して暮らしていくためには、生活支援や就労支援とともに、療育からの途切れのない支援を行っていく必要があります。

尾鷲市の子どもの数は年々減少し、子どもや子育てを取り巻く環境の変化により、その対応も変化してきています。放課後児童クラブの設置や延長保育等を実施し、仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備に取り組んでいますが、家庭や地域が共に子育てできる環境までには至っていません。

尾鷲市の主な課題

4 地域産業を取り巻く環境

尾鷲市の経済は、長引く景気低迷・産業構造の変化などの要因により低迷を続けています。基幹産業であった漁業や林業は、需要の変化や外国産との競合などにより衰退し、石油コンビナート関連企業の事業縮小と相まって、まちの経済活動、雇用環境は厳しい状況となっています。

現在、第1次産業では産業振興、生産物の安定供給や生産性の向上等を図るため基盤整備を実施していますが、生産高の減少や取引価格の下落により、就業者数の減少が続いています。また、海洋深層水などの地域資源を活用した事業・企業誘致や6次産業化※、熊野古道をはじめとする豊かな自然や歴史などの地域資源を活かした集客交流人口を増やす取り組みなどにより、雇用の場の創出を図る施策展開を行っていますが、雇用環境の十分な改善には至っていません。

※6次産業化：第1次産業としての農林漁業と、第2次産業としての製造業、第3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

5 多様な学習の機会

少子高齢化や人口減少、環境問題、科学技術・情報技術の進展、国際化の進展にともなう経済・社会のグローバル化など、時代の変化と社会の要請に対応し、将来の担い手を育成することが必要です。そのため、教育は社会の変化に応じて、絶えずそのあり方を見直していかなければなりません。

学校教育においては、近年、子どもを取り巻く環境が激変するなかで、子どもや保護者の意識や価値観も大きく変わり、学ぶ意欲や学力の低下、家庭や地域の教育力の低下等が指摘されています。また、全国各地の学校では、いじめ・不登校・学級崩壊等が後を絶ちません。

豊かな自然に恵まれ、地域のつながりが残っている尾鷲市においても、少子化や核家族化、情報化にともない、人間関係が希薄になりつつあり、コミュニケーション能力の低下や学習意欲、学力差等が原因と考えられる問題行動や不登校等が見られ、学校と家庭の連携の強化が必要です。

生涯学習では、中央公民館と各地区公民館が活動の場としての役割を担っているものの、講師の確保、指導者の高齢化・固定化、利用者の固定化などの課題があります。また、学校施設の開放により、スポーツの機会づくりが進んでいるものの、指導者の育成や確保が課題となっています。さらに、各施設では老朽化が進み、その利用形態も多様化していることから、地域ニーズに沿った施設にしていく必要があります。

6 美しい自然環境の保全

尾鷲市は、市域の約92%が山林で、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれています。しかし、開発などの事業活動や生活排水等により、景観や生態系の変化といった、自然環境への影響が危惧されています。恵まれた自然環境を次の世代に引き継いでいくため、市民自らが自然環境に親しみ、大切にする気運を醸成し、市民、企業、行政がそれぞれの役割のもと、一体となって自然環境の保全に取り組む必要があります。

地球環境を守るという視点からは、特に地球温暖化対策への取り組みの必要性が高まっています。地球温暖化は、人間の社会経済活動のすべてに起因することから、社会全体が連携して省エネ等に取り組むとともに、太陽光発電やバイオマス※などの新エネルギーの利用を促進する必要があります。

また、水源かん養※、自然環境の保持など、国土保全という観点から、バランスが取れた豊かな生態系を守るために、森林の適正管理による「山と海との循環」を図る取り組みも重要となっています。

中山間地域においては、過疎化や高齢化が進み、耕作放棄地が増加したことから、鳥獣による農林業への被害にとどまらず、住宅地への侵入も増加しています。鳥獣害は年々拡大傾向にあるため、適切な共生に向けた取り組みが必要です。

※**バイオマス**：再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）のこと。

※**水源かん養**：水資源の確保や水害防止のため、水源を保ち育て、河川流量を調節すること。

基本構想

第1節 将来都市像

尾鷲市では、これまで50年にわたり人口が減少してきています。これまでも、さまざまな対策を行ってきましたが、過疎・少子高齢化に歯止めをかけることはできず、経済活動の縮小による企業の撤退や商店の閉鎖などが続いています。

尾鷲市には、美味しい魚や尾鷲ヒノキ、海洋深層水、熊野古道など海・山の資源や未開発の自然などの魅力がたくさんあります。この資源や魅力を活用し、市民と行政が力を合わせ、共に知恵を出し合い、また、外部（産学、来訪者など）の協力を得ることで、まちに活気を取り戻し、市民や訪れる人々が幸せや心の豊かさを得られるまちにしていけることが大切です。

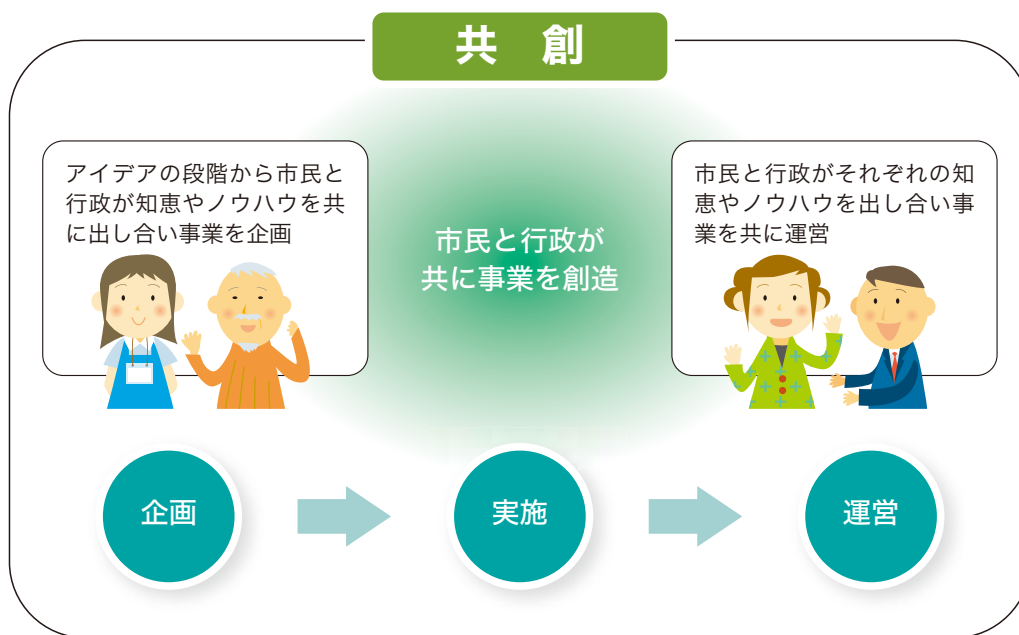
さらに、尾鷲市の特性を活かした企業誘致などにより雇用を創出し、市民一人ひとりが日頃の生活に満足し、豊かさを実感できる取り組みも必要です。

そして、市民一人ひとりが、尾鷲市の資源・魅力に愛着や誇りを持ち、それらを活かしたまちづくりを行っていくことが、新たな尾鷲市の歴史を築いていく原動力となります。

尾鷲が尾鷲らしく輝けるまち、ふるさととして誇れるまち、子や孫と共に暮せるまち、住みよいまちを、市民と行政が共に創り、次の世代につなげていきます。

将来都市像

共に創り 未来につなぐ
誇れるまち おわせ



共創とは、これからのまちづくりにおいて、事業を企画する前段階であるアイデアの段階から、市民と行政が対話し、相互の知恵とノウハウを共に出し合い、一つのことを創りあげ、事業が完了した後も、市民と行政が共に運営に携わることで、よりよいまちの実現をめざすものです。

第2節

将来のまちのイメージ（基本目標）

尾鷲市では、『共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ』を将来都市像とするまちづくりを進めるため、この計画における基本目標を定め、その実現をめざします。

- みんなが共に支え合い暮らせるまち（市民協働・安全・人権政策）
- みんなが安心して健やかに暮らせるまち（健康・福祉政策）
- みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち（産業・集客交流政策）
- みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち（子ども・生涯学習・文化政策）
- みんながいきいきと快適に暮らせるまち（環境・都市基盤政策）

基本構想

1 みんなが共に支え合い暮らせるまち (市民協働・安全・人権政策)

市民と行政が共に地域課題について考え、取り組み、支え合いや助け合いなど地域の絆によるまちをめざすとともに、情報の共有化を進め、市民参画によるまちづくりをめざします。

市民生活の安全・安心を確保するため、地域における「自助」「共助」「公助」によるまちづくりをめざします。

多様化する地域社会のなかで、性別や年齢などを超えて、人が人として相互に尊重し合うまちをめざします。

2 みんなが安心して健やかに暮らせるまち (健康・福祉政策)

市民が安心して健やかに暮らし続けるため、健康づくりの支援と予防活動を推進するとともに、地域で適切な医療が受けられる医療体制の確保をめざします。

地域福祉における支え合いや助け合いによるまちづくりを進めるとともに、高齢者や障がいのある人などを支援するしくみを共に考えながら、住み慣れた地域で安心して生活ができるまちをめざします。

市民が安心して暮らすために、セーフティネット[※]としての社会保障制度を国、県と共に維持するとともに、市民が気軽に相談できる体制の構築をめざします。

※セーフティネット：安全網・安全策のこと。経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護等の社会保障制度のこと。

3 みんなが豊かさの創造により にぎやかに暮らせるまち (産業・集客交流政策)

安全・安心で良質な農林水産物の安定的な供給と農山漁村集落の維持・再生を図るため、活発な生産活動への支援とともに、生産・加工・流通が連携する6次産業化の取り組みを進めることにより、活力と魅力のある農林水産業をめざします。

地域資源を活用した新たな産業の創出をめざすため、企業の支援や産学官の連携を推進するとともに、熊野古道をはじめとする豊かな自然や歴史と食を体感できる集客交流の推進により、新たな雇用創出をめざします。

4 みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち（子ども・生涯学習・文化政策）

次代を担う子どもが健やかに成長でき、子どもが子どもらしく生活できる環境の整備と、学校教育のさらなる充実を進めるとともに、豊かな人間性を身につけられるよう、家庭、学校、地域が一体となった子どもの健全育成をめざします。

市民がいつまでも学びやスポーツを続け、生きがいや仲間づくりができる場と機会を創るとともに、地域の歴史・文化を育み、引き継いでいくしくみづくりをめざします。

多文化交流を可能にし、国際感覚豊かな人材を育成します。

5 みんながいきいきと快適に暮らせるまち（環境・都市基盤政策）

きれいな海、山、川を残し、豊かできれいな心を育み、人と野生生物との棲み分けなどの共生による住みよいまちをめざします。

一人ひとりの取り組みが、地球温暖化の防止や生物多様性の保全につながるという認識を持ち、新たなエネルギーの創造と資源循環型社会の構築をめざします。

大規模地震・津波や豪雨などの災害に強い都市施設の整備、市民の移動手段の確保や安定した生活を支える水の安定供給など、快適に暮せるまちをめざします。

第3節 計画実現のために

将来都市像や基本目標の実現のため、計画的な行政運営や、行財政改革、職員の人材育成を行います。また、取り組みに必要な財源の確保や適切な広域連携を図ります。

第6次尾鷲市総合計画施策体系

将来
都市像

『共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ』

基本目標 1

みんなが共に
支え合い暮らせるまち

基本目標 2

みんなが安心して
健やかに暮らせるまち

基本目標 3

みんなが豊かさの創造により
にぎやかに暮らせるまち

基本目標 4

みんなが子どもを育み
心豊かに暮らせるまち

基本目標 5

みんながいきいきと
快適に暮らせるまち

計画実現のために

政 策

1 助け合いによるまちづくりの推進

2 人が人として尊重される社会の実現

1 安心して生活できる保健・医療の推進

2 地域福祉によるまちづくりの推進

3 安心を支えるしくみの維持

1 活力ある産業の創造

1 子どもの健全育成の推進

2 豊かな心を育む人づくりの推進

1 自然環境の保全と共生の確保

2 快適な生活環境の創造

3 快適に生活ができる基盤整備の推進

施 策

- 111 市民参加によるまちづくり
- 112 情報共有化の推進
- 113 市民参加による防災対策
- 114 消防・救急体制の整備
- 115 防犯対策の推進
- 116 交通安全対策の推進

- 121 人権尊重社会の実現
- 122 男女共同参画の推進

- 211 健康づくりの推進
- 212 医療体制の確保

- 221 高齢者保健福祉の推進
- 222 障がい者福祉の推進

- 231 社会保障の確保
- 232 市民相談窓口の確保
- 233 生活保障の確保

- 311 農業・関連産業の振興
- 312 林業・関連産業の振興
- 313 水産業・関連産業の振興
- 314 商工観光業の振興

- 411 子育て支援の推進
- 412 未就学児への支援
- 413 学校教育の充実

- 421 生涯教育の推進
- 422 生涯スポーツの推進
- 423 国際交流の推進

- 511 森林の公益的機能の保全
- 512 鳥獣害対策の推進
- 513 自然環境の保全

- 521 資源循環型社会の推進
- 522 良好な生活環境の保全

- 531 安全・安心な水の確保
- 532 都市づくりの推進
- 533 災害に強い都市施設の推進
- 534 公共交通の確保

- 611 計画的な行政運営
- 612 健全な財政運営
- 613 行財政改革の推進
- 614 適正な賦課と公平な税負担
- 615 広域・外部連携の推進

第2部

重点的な取り組み

重点的な取り組み

尾鷲市の将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現を図るため、将来のまちのイメージ（基本目標）、政策、施策を掲げるとともに、施策において10年後のめざす姿を明確にし、「市民」「行政」「事業者」などの主体が共に取り組む方針を定めています。

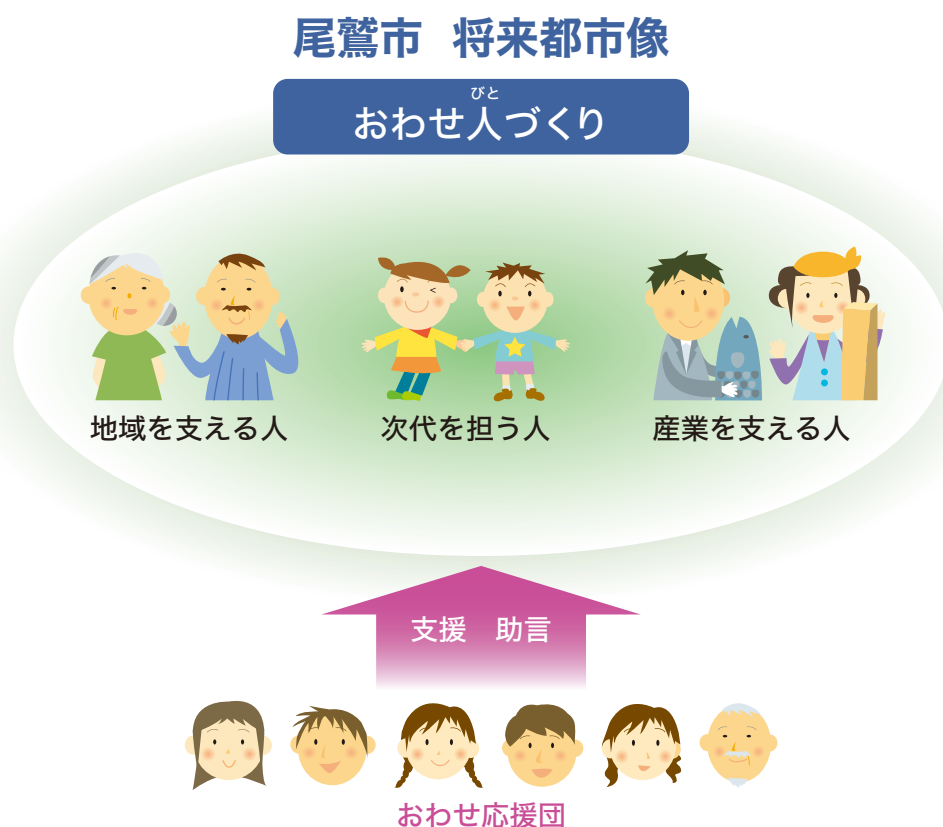
この方針を具体化するため、基本計画における政策分野の異なる事業を、横断した観点で、一体的に展開することにより、それぞれの分野を総合的に牽引し、成果を上げることがめざします。

この取り組みを進める上で、主役となるのは『人』であり、それは行政だけでなく、尾鷲に暮らすすべての市民、事業者、さらに、尾鷲を応援してくれるすべての人々です。

本市では、重点的な取り組みとして、市民と行政が一体となって、子どもから生涯を通じた『おわせ^{びと}人づくり』を進めます。

『おわせ^{びと}人づくり』では、次代を担う人づくり、地域を支える人づくり、産業を支える人づくり、おわせ応援団づくりに取り組みます。

■ 重点的な取り組みイメージ



次代を担う人づくり

- 安心して子どもを生み育てるため、保健、医療、福祉、教育、都市基盤など、総合的な子育て環境の充実に取り組みます。
- 子どもたちが尾鷲に愛着を持ち続けるため、自然や景観、歴史、伝統文化の体感など、郷土愛を育む地域学習の充実に取り組みます。
- お年寄りの豊富な「経験」「知識」「技」などを次代へ継承していくため、世代間交流による学びの場づくりに取り組みます。

地域を支える人づくり

- 地域が元気で愛着と誇りを持ち続けるため、地域活動の推進や地域文化の伝承など、住民が一体となったまちづくりに取り組みます。
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるため、「支え合い」や「助け合い」など、地域の絆によるまちづくりに取り組みます。
- 「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めるため、住民主導の避難行動など、自主的な防災活動の推進に取り組みます。

産業を支える人づくり

- 基幹産業である農林水産業の振興と経営の安定化に向け、生産基盤の整備、後継者や担い手の育成・支援に取り組みます。
- 「食」をはじめとする商品開発など、地域資源を活かしたものづくり支援に取り組みます。
- 地域資源を活用した企業・事業誘致の推進をはじめ、新たな起業の支援に取り組みます。

おわせ応援団づくり

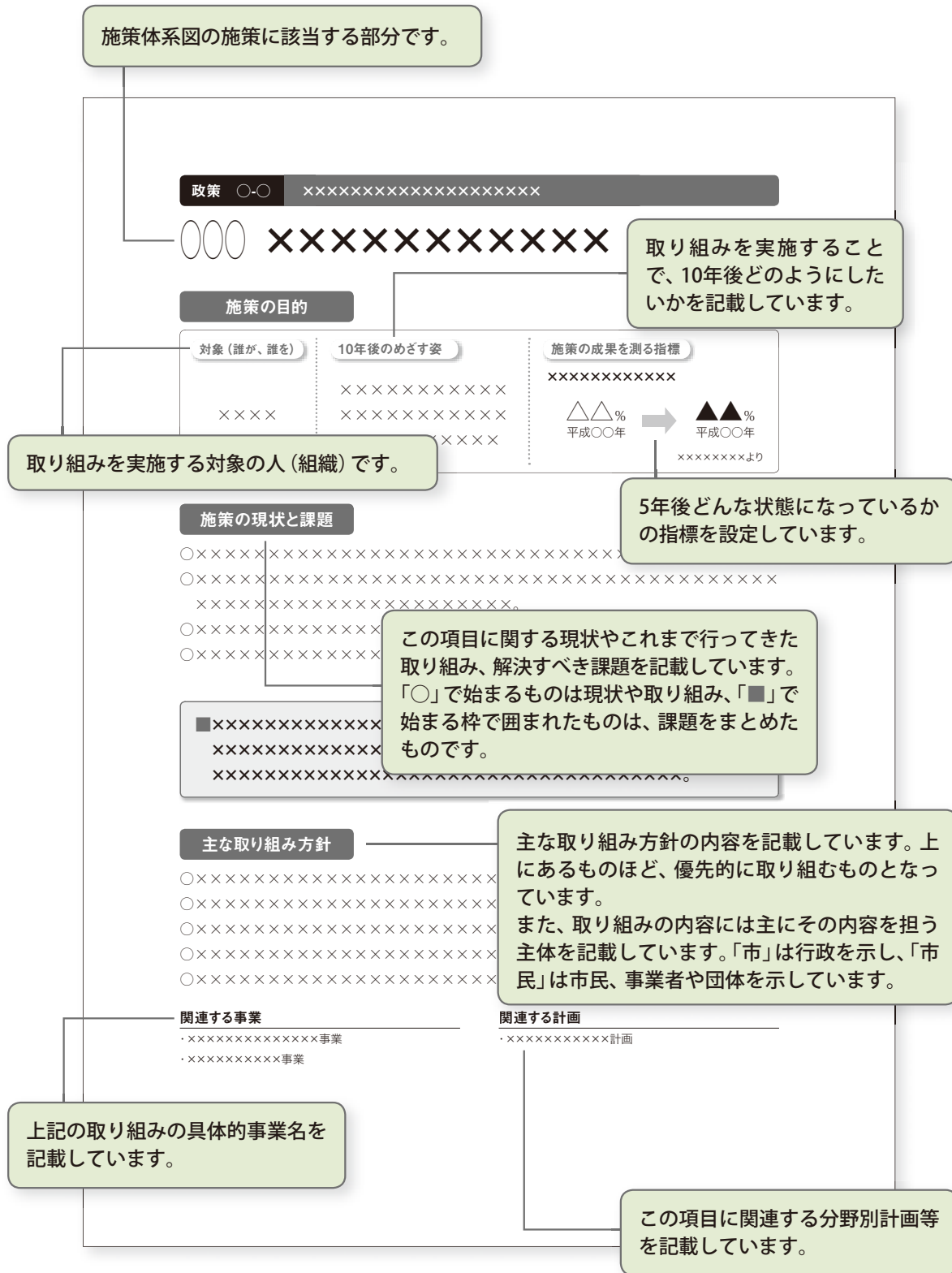
- 尾鷲に愛着を持つ出身者やゆかりのある人とのさまざまなつながり（ネットワーク）により、尾鷲を応援する人づくりに取り組みます。
- 尾鷲の魅力や情報をさまざまな媒体を活用してPRすることにより、尾鷲のファンづくりに取り組みます。

第3部

基本計画

I	みんなが共に支え合い暮らせるまち	45
II	みんなが安心して健やかに暮らせるまち	55
III	みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち	63
IV	みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち	73
V	みんながいきいきと快適に暮らせるまち	81
VI	計画実現のために	91

基本計画 計画書の見方





みんなが共に支え合い暮らせるまち

I-1 助け合いによるまちづくりの推進

- 111 市民参加によるまちづくり
- 112 情報共有化の推進
- 113 市民参加による防災対策
- 114 消防・救急体制の整備
- 115 防犯対策の推進
- 116 交通安全対策の推進

I-2 人が人として尊重される社会の実現

- 121 人権尊重社会の実現
- 122 男女共同参画の推進

111 市民参加によるまちづくり

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民と行政

10年後のめざす姿

地域課題を解決するため、共に話し合い、活動しているまち

施策の成果を測る指標

地区活動に参加している割合

49.4%

平成22年



55.0%

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 市では過疎・少子高齢化と核家族化の進行により、高齢者単身世帯が増加しています。
- 自治会・地区会に対する市民意識の希薄化や市民活動に参加する時間の不足など、住民自治活動が停滞しています。
- 自治会等への加入世帯の減少とともに、役員の担い手不足が深刻化しています。
- 市では市民参加によるまちづくりを進めるため、地区や活動団体との話し合いを行っています。

■地域課題を解決するため、市民と行政が共に話し合い、共に活動するなど、市民参加によるまちづくりを進める必要があります。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに地域課題に対する話し合いとその課題解決に取り組みます。
- 市は自治会・地区会の活動、市民活動団体への支援や情報提供を行います。
- 市民は自治会・地区会に加入します。
- 市民は地区活動への参加と、その企画・運営に参加します。
- 市は市民が活動できる場所を確保します。

関連する事業

- ・自治会・地区会支援事業
- ・地域福祉活動事業

関連する計画

112 情報共有化の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

市の情報が的確に提供され、
市民と行政が情報を共有して
いるまち

施策の成果を測る指標

情報活用の満足度

3.02

平成22年



3.20

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 市では「広報おわせ」による「市長への手紙」の意見募集に対しては、多数の意見が寄せられています。
- 市ではパブリックコメントを実施し、各種計画や施策等について、情報の公開と意見募集を行っています。市民から寄せられる意見が少ない状況にあります。
- 市では「広報おわせ」やホームページ等を通じ、市の情報を市内外に提供しています。
- 市では統計データに基づく市の状況把握を行っています。
- 市では情報公開条例による行政情報の公開とともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な管理を行っています。

■まちづくりの情報を市民と行政が共有し、双方向による情報交流が必要です。

主な取り組み方針

- 市は「広報おわせ」やホームページ等を通じ、市民にわかりやすい情報を提供します。
- 市は懇談会などの市民の意見を聴く方法を増やし、市民との対話に努めます。
- 市民は市の情報を得るとともに、自分の意見を市に伝えることでまちづくりに参加します。
- 市は統計情報の把握と情報提供を行います。
- 市は市の情報を適切に管理します。

関連する事業

- ・広報・広聴活動事業
- ・統計事業
- ・情報公開事業

関連する計画

113 市民参加による防災対策

施策の目的

対象（誰が、誰を）

多様な主体

10年後のめざす姿

防災体制づくりに自立的・持続的に取り組んでいる、安全で安心なまち

施策の成果を測る指標

防災・危機管理の満足度

2.75

平成22年



3.00

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 東海地震、東南海・南海地震の発生確率が高くなっています。
- 災害の発生が危惧される場合において、情報に応じた適切な避難行動が行われていません。
- 市では防災訓練や防災講話を通じて、自主防災組織をはじめ市民が互いに助け合う意識の浸透を図っていますが、十分な状況ではありません。
- 市では防災情報の伝達手段や、発災時の資機材等の充実を図っています。

■災害の被害を最小限に食い止めるため、市民が防災意識を持ち、また、地域における防災体制づくりを通じて、一人ひとりができる対策、地域ができる対策、行政が行う対策、それぞれの充実が必要です。

主な取り組み方針

- 市は防災意識の高揚と自主防災活動を促進する啓発活動を行います。
- 市民は災害時に備えた避難経路の確認や備蓄品の確保など、災害に備えた対策を行います。
- 市民は市民相互による協力体制の構築など、自主防災活動に積極的に取り組みます。
- 市は正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保します。
- 市は災害時に備えた避難所の確保や公的備蓄を計画的に実施します。

関連する事業

- ・自主防災活動促進事業
- ・防災対策事業

関連する計画

- ・尾鷲市地域防災計画
- ・尾鷲市国民保護計画

114 消防・救急体制の整備

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

災害、救急時に安全で安心な
対応ができているまち

施策の成果を測る指標

消防・救急体制の満足度

3.03

平成22年



3.20

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 国では消防無線のデジタル化や消防の広域化が進められています。
- 救急車の要請件数は年々増加傾向にあります。
- 市では消防団の団員数の不足と高齢化により、災害時等の対応力の低下が懸念されています。
- 市では救急需要の多様化及び高度化に対応するため、救急救命士の増員を図っています。
- 市では火災や救急要請に対応する消防車両の適正配置に努めています。
- 医師の不足や医療の高度化により、市外病院への救急搬送及び転院搬送等が増加しています。

■緊急時に安心できる体制を築くためには、地域における消防団員の確保など、各種災害に対応できる体制づくりが重要であり、地域の消防体制、広域を含めた消防・救急体制の構築が必要です。

主な取り組み方針

- 市は消防団員を確保するとともに、団員の技術向上を図ります。
- 市民は消防団活動に参加するとともに、消防団の体制づくりに努めます。
- 市は火災予防に向けた周知・啓発や、事業所等の適切な指導、消火訓練等を行います。
- 市民は消防・救急に関する知識を深め、適切な通報・要請を行います。
- 市は応急手当の方法等の講習を開催します。
- 市は消防・救急体制を確保します。

関連する事業

- ・消防団活動事業
- ・火災予防活動事業
- ・救急救命事業
- ・消防・救急体制確保事業

関連する計画

115 防犯対策の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

犯罪の不安を感じるこ
のな
い安全で安心なまち

施策の成果を測る指標

刑法犯認知件数（尾鷲警察署管内）

272件
平成22年



250件
平成28年

施策の現状と課題

- 全国の刑法犯認知件数は、平成14年を境に減少に転じていますが、高齢化を反映し、検挙人員に占める高齢者の割合が高まるとともに、子どもや高齢者を狙った犯罪が増加しています。
- 市では防犯委員の高齢化が進むとともに、担い手が不足しています。
- 市では警察署や各地区防犯委員等の関係機関と連携し、防犯パトロールを実施するとともに、暴力相談窓口の設置や市民の防犯意識の高揚のため、啓発活動を行っています。

■犯罪抑制には、地域の監視の目が行き届いていることが重要であるため、警察署や少年センター等の各関係機関との連携や防犯委員の加入促進など、地域ぐるみの防犯活動を強化する必要があります。

主な取り組み方針

- 市は市民の防犯意識の高揚を図るため、啓発活動を行います。
- 市民はあいさつ運動を行うなど地域内の絆を深め、犯罪を未然に防止するまちづくりを行います。
- 市は各関係機関との連携による防犯パトロールを行います。
- 市は防犯灯の整備など、犯罪を未然に防止する環境を整備します。

関連する事業

・防犯体制整備事業

関連する計画

116 交通安全対策の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

交通安全意識が高まり、交通事故に遭わない、交通事故が起きないまち

施策の成果を測る指標

交通事故発生件数（尾鷲警察署管内）

905件
平成22年



850件
平成28年

施策の現状と課題

- 全国の交通事故死亡者数は、昭和45年の16,765人を境に減少し、現在は5,000人を下回っていますが、高齢ドライバーによる事故は増加しています。
- 全国の運転免許取得率は上昇し、特に地方では自動車中心の社会生活が営まれています。
- 市内の交通事故死亡者数は年間数名程度で、交通事故に対する市民の不安は比較的少なくなっています。
- 市では警察署等との連携により、交通安全啓発活動や交通安全教室を開催しています。
- 市ではカーブミラー、ガードレール等の交通安全のための道路環境整備を行っています。

■交通安全意識の啓発や道路環境の整備等により、交通事故件数を減少させる取り組みが必要です。

主な取り組み方針

- 市は警察署、交通安全協会等の協力のもと、啓発活動を充実させ、交通安全意識の高揚を図ります。
- 市は交通安全のための道路環境整備を行い、交通事故が起きないまちづくりを行います。
- 市民は個人や地域において自主的な交通安全啓発活動、自衛的な交通安全活動を行います。

関連する事業

- ・交通安全啓発事業
- ・交通安全施設整備事業

関連する計画

121 人権尊重社会の実現

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

一人ひとりが互いの人権を尊重し合うまち

施策の成果を測る指標

人権尊重社会の実現に対する満足度

2.90

平成22年



3.20

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 全国的にインターネット上での人権侵害をはじめ、子どもや高齢者への虐待が社会問題となっています。
- 市では人権尊重に向けたさまざまな取り組みを行っていますが、意識や行動のなかには、差別・偏見などの人権侵害が見受けられます。
- 市では人権尊重に関する街頭啓発、講演会の開催や広報誌を発行しています。
- 市では人権擁護委員と連携し、啓発・相談体制を確立しています。

■市民が快適に暮らし、さまざまな活動や交流をするためには、一人ひとりが個人として尊重されることが重要であり、人権尊重思想の普及・啓発と、多様化・複雑化する人権相談への対応が必要です。

主な取り組み方針

- 市は人権啓発に関する講演会や広報誌の発行などを行います。
- 市は相談窓口を設置し、人権問題の解決につなげます。
- 市民は家庭や地域において人権問題に対する意識高揚を図ります。

関連する事業

- ・人権尊重社会づくり事業
- ・隣保館運営事業

関連する計画

- ・人権施策行動計画

122 男女共同参画の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

性別にとらわれず、それぞれの
ライフスタイルや価値観を尊
重し合うまち

施策の成果を測る指標

人権尊重社会の実現に対する満足度

2.90

平成22年



3.20

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 全国的にセクハラやDV被害等、異性に対する人権侵害が見受けられます。
- 全国的に社会経済状況の悪化やライフスタイルの多様化により、夫婦共働き世帯が増加しています。
- 教育機関における男女共同参画は進んでいますが、家庭や職場における男女共同参画の進捗は十分ではありません。
- 市では地区活動において女性の参加が増えていますが、男女が共に支え合う社会の実現には至っていません。
- 市では広報等による男女共同参画の周知・啓発活動を行っています。

■家庭や職場、地域において、性別による役割分担意識が残っていることから、性別に関係なくさまざまな活動に参加できるよう、個人意識と地域のしくみを変えていく必要があります。

主な取り組み方針

- 市は男女共同参画に関する講演会や広報誌の発行などを行います。
- 市は各種審議会等への女性委員の任用、市役所内の女性管理者の登用など、率先して男女共同参画に取り組みます。
- 市民は家庭や職場、地域において男女共同参画に対する意識高揚を図ります。

関連する事業

・男女共同参画推進事業

関連する計画

・男女共同参画推進基本計画

II

みんなが安心して健やかに暮らせるまち

II-1 安心して生活できる保健・医療の推進

211 健康づくりの推進

212 医療体制の確保

II-2 地域福祉によるまちづくりの推進

221 高齢者保健福祉の推進

222 障がい者福祉の推進

II-3 安心を支えるしくみの維持

231 社会保障の確保

232 市民相談窓口の確保

233 生活保障の確保

211 健康づくりの推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）	10年後のめざす姿	施策の成果を測る指標
市民	「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、生涯を通じて健康づくり、健康増進に取り組むまち	健康づくりの満足度 2.79 → 3.00 平成22年 平成28年 まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 健康づくりに関する計画として、国では「健康日本21」、三重県では「ヘルシーピープルみえ21」が策定されています。
- 生活習慣病を死因とする割合が50%を超え、特に脳血管疾患の割合が全国平均より高い状況にあります。
- 各種健診受診率や予防接種率が低く、保健・疾病予防に対する市民意識の低さがうかがえます。
- 市では健康づくり推進員や関係団体等と連携し、健康教室や講演会などの実施により、市民主体の健康づくりが浸透しつつあります。
- 市では高齢者の介護予防や生活習慣病対策のための手軽な運動として「ウォーキング」を推奨していますが、運動量や消費カロリーを定量的に認識できる指標設定がされていません。
- 市ではがん検診や健康増進法に基づく特定健診などを実施しています。

■健康づくりの成果を上げるため、市民の主体的な取り組みを促進することが重要であり、保健・医療・福祉等の関係機関と地区組織が連携した適切な生活習慣の定着に向けた取り組みや、疾病の早期発見、予防に向けた意識啓発が必要です。

主な取り組み方針

- 市民は「自分の健康は自分で守る」という意識を持って健康づくりに取り組みます。
- 市は世代（ライフステージ）に応じた健康づくりの支援と普及啓発を行います。
- 市は関係機関と連携して、市民の健診受診率の向上に努めます。
- 市は関係機関と連携して、食生活の見直しや適度な運動等を取り入れた生活習慣改善指導を行います。
- 市は関係機関と連携して、心の健康相談体制の充実を図ります。
- 市は感染症などのまん延予防のため、予防接種や知識の普及啓発を行います。
- 市は生活習慣病や感染症の予防対策に取り組めます。

関連する事業

- ・健康増進事業
- ・予防接種事業
- ・感染症予防対策事業

関連する計画

- ・特定健診・特定保健指導実施計画

212 医療体制の確保

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

必要な時に適切な医療が受け
られるまち

施策の成果を測る指標

地域医療の満足度

2.25

平成22年



2.50

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 全国的に少子高齢化の進行、医療技術の高度化・専門化など、医療を取り巻く環境は変化しています。
- 全国的に医師の診療科の偏りと地域における医師の偏在などにより、医師不足が生じ、診療科の休止や救急医療体制が弱体化しています。
- 尾鷲総合病院では、常勤医師数は減少していますが、紀北医師会等の協力を得て、診療科数、病床数、救急医療を維持しています。
- 市では医師会、歯科医師会、保健・福祉関係機関と連携し、かかりつけ医制度や一次、二次救急の役割等の普及啓発を実施しています。

■多様なニーズに対応できる医療を提供するため、医師確保の取り組みや関係機関と連携した事業の展開により、安心して医療が受けられるしくみを構築する必要があります。

主な取り組み方針

- 市は尾鷲総合病院において、医師・看護職員の確保、診療科の維持に努めます。
- 市は尾鷲総合病院と診療所の連携を推進し、医療体制、救急医療体制を確保します。
- 市は医療に対する情報提供を行います。
- 市民は医療を適切に理解し、利用します。
- 市は市民とともに医療従事者の育つ環境づくりに努めます。

関連する事業

- ・尾鷲総合病院事業
- ・救急医療体制事業

関連する計画

221 高齢者保健福祉の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）	10年後のめざす姿	施策の成果を測る指標
高齢者	いつまでも元気に社会のなかで活躍し、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らすことができるまち	高齢者の転出入割合※ 110% 平成22年  110% 平成28年 住民基本台帳より

※高齢者の転出入割合：65歳以上人口における転入人口÷転出人口により算出した割合。

施策の現状と課題

- 人口減少社会のなか、団塊の世代が高齢期を迎え、さらなる高齢化が予測されています。
- 高齢者は、これまでの支援される立場から、地域で活躍する人材として期待されています。
- 市では一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増加しています。
- 市では高齢者が元気に住み慣れたまちで過ごすため、介護予防事業や保健・医療・福祉サービスを提供していますが、高齢者人口に対する要介護認定者の割合が増加しています。
- 市ではシルバー人材センターを中心に、高齢者の就労機会の確保を図っています。
- 市では地域ケア会議※等で地域福祉ネットワークについての検討を行っています。

※地域ケア会議：地域包括支援センターにおいて介護予防や生活支援が必要な高齢者に効果的なサービス提供の調整や地域ケアの総合調整等を行うために開かれる会議。

■ **高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすため、社会参加を促すしくみの構築とともに、保健・医療・福祉のサービスが連携して提供されることが必要です。**

主な取り組み方針

- 市は生きがいづくりや就労機会の提供など、高齢者が地域でいきいきと暮らせる取り組みを行います。
- 市民は地域で一人暮らし高齢者等の見守りを行います。
- 市は介護予防に関する啓発に取り組みます。
- 市民は自主的な健康づくりや介護予防に取り組みます。
- 市は介護保険制度の適正な運営に努めます。
- 市は高齢者の積極的な社会参加を促します。

関連する事業

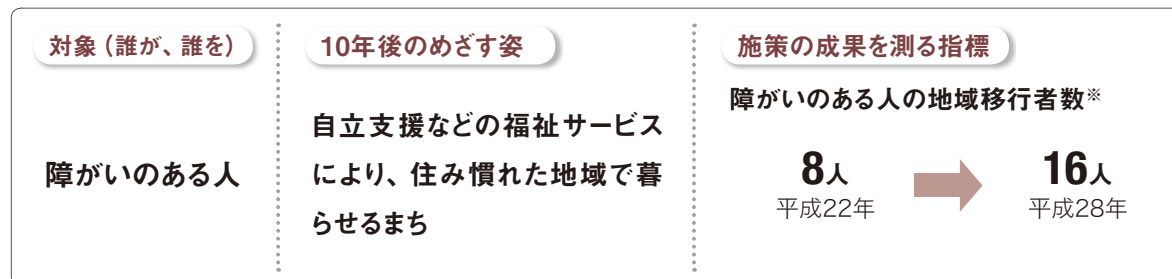
- ・在宅高齢者支援事業
- ・施設高齢者支援事業
- ・介護予防事業
- ・高齢者保健事業
- ・福祉医療費助成事業

関連する計画

- ・高齢者保健福祉計画
- ・介護保険事業計画

222 障がい者福祉の推進

施策の目的



※障がいのある人の地域移行者数：入所施設に入所している障がいのある人が、入所施設から居宅やグループホームなど、生活の場を地域へ移行した人数。

施策の現状と課題

- 「障害者基本法」の改正や「障害者総合福祉法」（仮称）の制定をはじめ、新たな制度の検討が行われるなど、障がい者福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。
- 景気の低迷などにより、障がい者雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- 障がいのある人が安心して地域で暮らすため、日中活動の場や住まいの場の提供など、障がい者福祉サービスの充実が求められています。
- 市では紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」等関係機関との連携を強化し、職場開拓や定着支援など、総合的な就労支援に取り組んでいます。

■障がいのある人が、幼児期から高齢期にわたって、自分らしく暮らすことができるよう、途切れのない適切な支援が受けられる体制が必要です。

主な取り組み方針

- 市は障がいのある人の状況に応じた福祉サービスの提供や相談機能の充実を図ります。
- 市は障がいのある人の状況に応じた日中活動の場と住まいの場を提供します。
- 市は障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重し合う社会の実現に向けた啓発活動などを行います。
- 市民は障がいのある人についての理解を深めます。

関連する事業

- ・障害者支援事業
- ・福祉医療費助成事業
- ・障害者相談支援事業

関連する計画

- ・障害者基本計画
- ・障害福祉計画

231 社会保障の確保

施策の目的

対象（誰が、誰を）

被保険者

10年後のめざす姿

安心して生活ができる、社会保障制度が健全に運営されているまち

施策の成果を測る指標

一般会計から国保会計への法定外繰入金

0円
平成23年



0円
平成28年

H23年度一般会計より

施策の現状と課題

- 国では新たな高齢者医療制度の創設など、社会保障制度の見直しが検討されています。
- 市では高齢化の進行や医療の高度化などによる医療給付費の増大と、景気低迷などの要因による保険税（料）収納率の低下により、社会保障制度の運営が厳しくなっています。
- 市では国民健康保険加入者一人あたりの医療給付費が県内で高い状況にあります。
- 市では医療保険運営の安定化のため、生活習慣病予防対策に着目した特定健診を実施していますが、利用者は少ない状況にあります。
- 市では各制度において適正な給付が行われるよう、医療給付費の適正化に取り組んでいます。

■市民が適切な社会保障を受けられるため、情報提供と適正な社会保障制度の運営を図る必要があります。

主な取り組み方針

- 市は安定的な社会保障制度の運営を図ります。
- 市は制度の適正な利用のための情報提供を行います。
- 市民は制度を正しく理解し、適正な利用を行います。
- 市民は健康診断を受けるなど、保健・疾病予防に取り組みます。

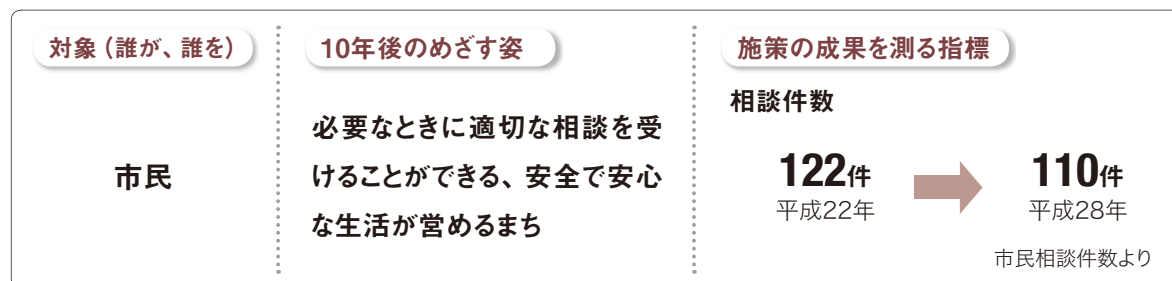
関連する事業

- ・国民健康保険事業
- ・後期高齢者医療制度事業

関連する計画

232 市民相談窓口の確保

施策の目的



施策の現状と課題

- 全国的に核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に相談相手がいない人が増えています。
- 全国的にインターネットの普及などにより消費者トラブルが増加しています。
- 市では市民生活のなかで、多様で複雑な困りごとが増加し、市が行っている法律相談の利用者が増加しています。
- 市では無料法律相談、行政相談、交通事故相談、住宅相談などの窓口を設置しています。

■多様で複雑な困りごとに対応するため、身近で気軽に相談できる場所の確保と解決に導く相談体制の充実が必要です。

主な取り組み方針

- 市は市民の困りごとの解消のため、相談体制を確保します。
- 市民は地域のなかで相談し合える関係を築きます。

関連する事業

- ・市民相談事業
- ・消費生活相談事業

関連する計画

233 生活保障の確保

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

必要なときに適切な支援を受けることができる、安全で安心な生活が営めるまち

施策の成果を測る指標

生活保護受給世帯数/世帯数

1.68%
平成22年



1.65%
平成28年

施策の現状と課題

- 全国的に年金受給開始年齢が引き上げられ、退職や離職後すぐに年金を受給できない人が増加しています。
- 市への生活保護の申請は、高齢者世帯のほか、不況による申請件数が増加しています。
- 市では生活保護の申請件数が増加しているものの、生活困窮者や生活保護世帯への、生活・就労支援を行うことにより、生活保護世帯数は横ばいとなっています。

■ 高齢者だけの世帯や不況による生活困窮者が増加していることから、適切な生活・就労支援を行い、市民の生活を保障していく必要があります。

主な取り組み方針

- 市は生活相談、就労支援を行います。
- 市は市民の生活保障の確保に努めます。
- 市民は自立した生活が送れるようにします。

関連する事業

・生活保護事業

関連する計画



みんなが豊かさの創造により にぎやかに暮らせるまち

Ⅲ-1 活力ある産業の創造

- 311 農業・関連産業の振興
- 312 林業・関連産業の振興
- 313 水産業・関連産業の振興
- 314 商工観光業の振興

311 農業・関連産業の振興

施策の目的

対象（誰が、誰を）

多様な
農業従事者

10年後のめざす姿

さまざまな形態の農業活動が
行われ、農地の保全・管理、
活用がされているまち

施策の成果を測る指標

耕作放棄地解消面積

1,803^a
平成 22 年



1,500^a
平成 28 年

施策の現状と課題

- 食料自給率の向上に向け、農地の全筆調査や適切な管理指導、耕作放棄地解消の推進など、農地の適正な管理・保全に向けた農地所有者の責務が大きくなっています。
- 農地法改正によりNPO法人や株式会社の農業参入が容易になり、新たな担い手への門戸が広がっています。
- 農業用水路や農道など、農業基盤施設の老朽化が進んでいます。
- 市では農地面積が少なく、その多くが傾斜地にあることから営農条件が厳しく、また、農業者の高齢化や後継者不足により農家数も減少してきているため、農地の適正な保全・管理が難しくなっています。
- 市では小規模な家庭菜園を行う需要が見られます。
- 市では夢古道おわせの朝採れ市場をはじめ、商店街等にも野菜が直接販売できる施設が増えています。
- 市内において、こんにゃくづくり体験や案山子^{かかし}コンテストなど、グリーンツーリズム^{*}の取り組みが行われています。
- 市では特産品である甘夏を塩やポン酢に活用するなど、農商工等連携^{*}の取り組みが行われています。

※グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※農商工等連携：農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。

■食料自給率の向上や環境保全、災害軽減や鳥獣害の防止など、農地が持つ多面的機能を発揮する観点から、農地の利用促進に向け、地域資源を活かした6次産業化※への展開も視野に入れ、多様な農業従事者を育成し、農地の保全・活用を図る必要があります。

※6次産業化：第1次産業としての農林漁業と、第2次産業としての製造業、第3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに耕作放棄地対策に取り組み、農地の保全と活用を図ります。
- 市は既存の農業用施設の計画的な有効利用を図り、維持整備の効率化を図ります。
- 市は市民農園やグリーンツーリズム、法人の農業参入など、さまざまな形態の農業活動が展開されやすいよう、農地の利用促進に向けた取り組みを進めます。
- 市は市民とともに地域資源の再認識・再発見による農産物のブランド化、販売ルートの確保、農商工等連携など、6次産業化の展開も視野に入れた農業生産振興に取り組み、市内外へのPRを図ります。

関連する事業

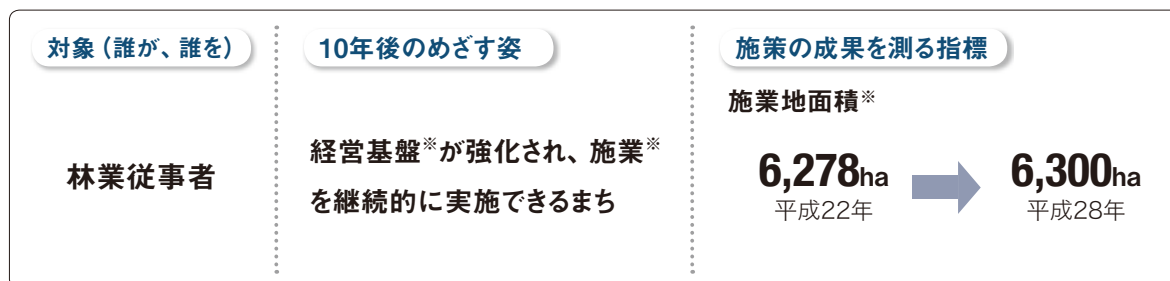
- ・農地保全対策事業
- ・農業基盤整備事業
- ・農業委員会運営事業
- ・農業振興事業

関連する計画

- ・尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- ・尾鷲市農業振興地域整備計画
- ・尾鷲市農村振興基本計画

312 林業・関連産業の振興

施策の目的



※**経営基盤**：林道等の整備や森林作業の機械化、地域の森林の適切な管理を担う人材の育成と人材を確保すること。

※**施業**：森林を育成するために行う植付け、下刈り、間伐等の一連の行為。

※**施業地面積**：平成22年は森林組合により適正な管理がなされている森林面積。平成28年は左記の面積に管理可能な森林面積を加えた面積。

施策の現状と課題

- 国では、平成21年に「森林・林業再生プラン」が策定され、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していく指針が出されました。
- 木材価格の低迷により収益が向上せず、林業従事者が減少しています。
- 「市民の森」である市有林は、木材生産機能の場だけに限定せず、国土の保全、水源かん養※、保健休養等、森林の多面的な公益的機能を含めた森林づくりを担っています。
- 市では関係機関とともに、間伐材など林地残材等の木の有効活用に対する調査や、学校教育を通じて、森林環境教育の実施等、木の大切さを伝える取り組みを進めています。
- 市では森林組合による施業の協業化や基幹林道の整備など、林業経営基盤の強化を図っています。

※**水源かん養**：水資源の確保や水害防止のため、水源を保ち育て、河川流量を調節すること。

- 林業経営の安定化を図るため、木の活用拡大や林業経営基盤の強化とともに、「尾鷲ヒノキ」のブランド化の伸展に取り組むことが必要です。
- 森林の公益的機能の維持向上を図るため、適切な間伐や枝打ちなど保全対策の推進が必要です。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに他産地との差別化や付加価値をつけるため、PR活動・情報発信の充実により、「尾鷲ヒノキ」のブランド化の伸展を図ります。
- 市は間伐材の有効活用など木材の多面的利用を調査するとともに、路網と林業機械を組み合わせた作業システムの導入等木材集積のあり方を検討します。
- 市は市民とともに多種多様な需要に応じた木材が供給できるよう、保育の充実を図ります。
- 市は市民とともに林業従事者対策を行います。
- 市は林道などの経営基盤を整備することにより、主伐時の伐採、搬出等の経費削減を図ります。
- 市は持続経営が可能な市有林経営をめざし、林齢構成の平準化を進めます。
- 市は木材をバイオマス※などの資源に有効活用するカスケード利用※を進めます。
- 市は市民とともに農商工等連携や6次産業化を推進します。

※バイオマス：再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）のこと。

※カスケード利用：資源を1回だけの使い切りにするのではなく、利用したことで性質が変わった資源や利用時に出る廃棄物を別の用途に使い、その後もさらに別の用途に活かすというように、資源を多段階に活用すること。

関連する事業

- ・木材需要拡大事業
- ・林業基盤整備事業
- ・市有林及び受託造林管理事業

関連する計画

- ・尾鷲熊野地域森林計画
- ・尾鷲市森林整備計画
- ・森林施業計画

313 水産業・関連産業の振興

施策の目的

対象（誰が、誰を）

漁業者、
水産関連業者

10年後のめざす姿

水揚げ量の拡大、生産体系の見直しや生産性及び付加価値の向上により、水産業が持続できるまち

施策の成果を測る指標

漁業総生産量※の三重県に占める割合

3.1%
平成21年



3.1%
平成28年

※漁業総生産量：一般海面漁業と養殖漁業を合わせた総生産量。

施策の現状と課題

- 漁業従事者の高齢化や担い手不足はその深刻の度合いを深め、加えて、水産資源の減少や漁場環境の悪化により、漁業生産量が減少しています。
- 水産物の水揚げ量の減少により、安定供給機能の低下や水産関連産業への影響が懸念され、地域経済は一層厳しさを増しています。
- 漁業協同組合では、組合員の高齢化と減少、生産機能の低下などから、経営基盤の強化が急務となっており、漁業協同組合の合併推進などの取り組みを進めています。
- 市では関係機関と連携し、漁業体験教室や漁業就業希望者の研修に取り組む事業体の支援など、担い手対策を実施しています。
- 市では種苗放流や増殖礁の設置など、資源の維持、増大につながる取り組みや、藻場や干潟の再生など、漁場環境の改善に取り組んでいます。
- 市では漁業協同組合の経営組織の基盤強化に取り組んでいます。
- 市では各漁港の防潮扉の電動化など、漁港の防災機能の強化を図っています。

■水産業の振興を図るため、漁業従事者の確保・育成や漁業所得の向上のための取り組みや、水揚量の増大につながる取り組みを積極的に進めるとともに、漁業協同組合の経営基盤の強化と水産関連業者の経営の安定化を図る必要があります。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに資源管理や漁場環境の保全に取り組みます。
- 市は漁業関係者と連携して、漁業従事者の支援、漁業経営基盤の強化、安全で効率のよい水産基盤整備を行います。
- 市は漁業関係者と連携して、新たな養殖水産物の導入や、水産物の高付加価値化に向けた取り組みを行います。
- 市は市民とともに農商工等連携や6次産業化を推進します。
- 市は漁業協同組合と連携して、市場の水揚量の増大や機能の充実に努めます。
- 市は市民とともに漁業従事者対策を行います。
- 市は市民とともに「おわせの魚」のブランドづくり、魚食文化の普及など、魅力ある魚のまちづくりを推進します。
- 市は市民とともに人々の交流や漁村の伝統文化に触れる機会を創出することにより、魅力ある漁村づくりを推進します。

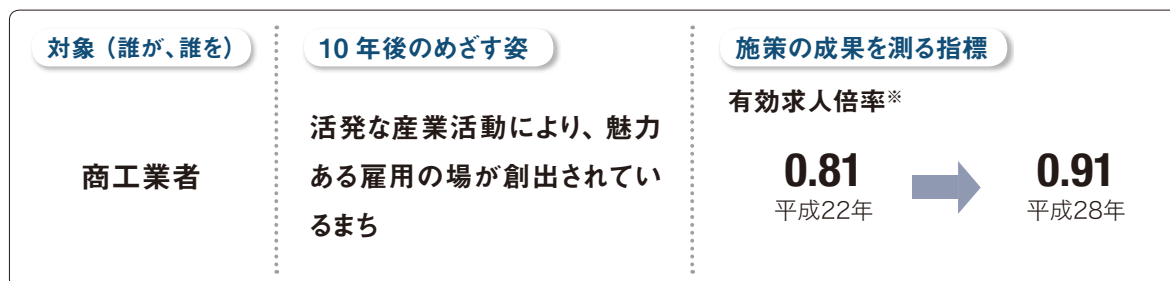
関連する事業

- ・水産振興事業
- ・漁業就業者対策事業
- ・漁港管理事業
- ・漁業経営基盤強化事業

関連する計画

314 商工観光業の振興

施策の目的



※有効求人倍率：公共職業安定所で扱った4ヶ年有効求人数を4ヶ年有効求職者数で除したもの。

施策の現状と課題

- 地場産業の停滞や人口の減少、消費者の流出等により、地域経済や雇用環境は非常に厳しい状況が続いています。
- 市では水産振興や雇用の確保・拡大などを図るため、「みえ尾鷲海洋深層水事業」を開始し、水産利用では、県尾鷲栽培漁業センターや活魚運搬などに多く使われ、その他の利用では清涼飲料や塩、夢古道の湯、食品加工などに使われています。
- 市では海洋深層水の利活用促進を図るため、ハバノリやアワビ、サツキマスなどの陸上養殖試験、新たな利用事業者の開拓、海洋深層水の有用性※の研究を三重大学などの研究機関と連携し行っています。
- 市では地域資源を活用して展開する新事業、新商品や新サービスを生み出す農商工等連携及び地域ビジネスの展開と新たな業態を創出する6次産業化の取り組みを進めています。
- 市では物産振興と観光振興の両面から「まるごと尾鷲」を売り出すため、「尾鷲観光物産協会」とともにパッケージ商品等の開発や販路開拓、地域資源を活用した観光交流事業、情報発信などの取り組みを行っています。
- 市では市内消費の拡大を図るため、イタダキ市やスタンプ事業、まちなかにぎわいづくり、食による魅力づくりなどの取り組みを進めています。
- 市では誘客の向上を図るため、グリーンツーリズムの推進や「おわせ輪内地区まるごと振興協議会」における集客交流事業、熊野古道などを活用した着地型観光ツアー商品※の開発、体験メニューの商品化、ウォーキングコースの常設化などを行っています。
- 市では来訪者の満足度アップをめざし、観光受入施設の現況調査を行い、課題抽出とその対策の検討を進めています。

※有用性：役に立つこと。またその度合い。

※着地型観光ツアー商品：旅行・観光の目的地側（着地側）が有する個別の観光資源（自然、歴史、産業、街並み、文化等）に係る情報及び着地側での人々の観点（体験・学習等の活動）を重視して企画・立案・実施される観光商品。

■ 商工観光業の振興を推進し、地域経済の活性化と雇用の安定確保・拡大を図るため、海洋深層水や熊野古道などの地域資源を有効活用し、事業・企業誘致や起業活動、農商工等連携、6次産業化、商品（観光商品含む。）開発、経営支援、人材育成などとともに、販路開拓や市内商業施設での消費拡大、高速道路の延伸等に向けた観光受入施設の充実、情報発信に取り組んでいく必要があります。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに海洋深層水など地域資源を核とした事業・企業誘致に取り組みます。
- 市は海洋深層水の利活用促進を図るとともに、有用性の研究を進めます。
- 市は市民とともに農商工等連携や6次産業化、起業活動を推進します。
- 市は市民とともに海洋深層水や熊野古道などの地域資源を活用した商品開発やブランディング、経営支援、販路開拓に取り組むとともに、こうした中で次代を担う人材の育成を図ります。
- 市は市民とともに地域内外から「夢古道おわせ」やまちなかなどへの誘客を図るとともに、食による魅力づくりなどを進め、市内での消費活動の拡大を図ります。
- 市は市民とともに健康増進ツアーなどの着地型観光に取り組みます。
- 市は市民とともに「夢古道おわせ」など観光受入施設の充実を図ります。
- 市は地域の特色を前面に出した「まるごと尾鷲」の情報発信を積極的に進めます。

関連する事業

- ・海洋深層水推進事業
- ・商工振興事業
- ・着地型観光振興事業
- ・地域資源活用型事業
- ・事業・企業誘致事業

関連する計画

- ・まちなかにぎわいづくりプラン

IV

みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち

IV-1 子どもの健全育成の推進

- 411 子育て支援の推進
- 412 未就学児への支援
- 413 学校教育の充実

IV-2 豊かな心を育む人づくりの推進

- 421 生涯教育の推進
- 422 生涯スポーツの推進
- 423 国際交流の推進

411 子育て支援の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

子育て世帯

10年後のめざす姿

家庭、地域、事業所、行政などが協力し、共に子育てを支え合い、安心して子育てができるまち

施策の成果を測る指標

子どもや子育て支援への満足度

2.71

平成22年



3.00

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 全国的に育児不安や児童虐待が増加し、見守りや支援を必要とする共働き家庭や一人親家庭が増加するなど、子どもや家庭、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 経済的な理由などから、かかりつけ医を持たない飛び込み出産の増加や、若年出産と高齢出産が増えているため、出産にともなうリスクが高まりつつあります。
- 子育てに対する市民満足度が若い世代では低い状況にあります。
- 市では地域子育て支援センター、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置など、子育て支援施策の充実を図っています。
- 市では母子の健康づくりのため、保健指導、健康相談、家庭訪問指導等を行っています。

■子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくことが重要であり、家庭、学校、職場、地域の連携による保育・教育環境の充実、安全な生活環境や遊び場の確保など総合的な子育て支援が必要です。

主な取り組み方針

- 市は子育てや母子に関する支援情報を提供します。
- 市は子育て相談や集える場所を確保します。
- 市は一人ひとりの成長に応じた途切れのない子育て支援を行います。
- 市民は地域の子どもは地域で育てる意識を持って、見守り支援などを行います。
- 市は母子の健康づくりを支援します。

関連する事業

- ・母子保健事業
- ・子育て支援事業
- ・福祉医療費助成事業
- ・放課後児童健全育成事業

関連する計画

- ・次世代育成支援行動計画

412 未就学児への支援

施策の目的

対象（誰が、誰を）

未就学児

10年後のめざす姿

健やかに成長できるまち

施策の成果を測る指標

子どもや子育て支援への満足度

2.71

平成22年



3.00

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 国・県では、子どもや子育て支援を一体的に行うしくみづくりが検討されています。
- 市では未就学児が年々減少しているなか、保育園では定員を上回っていますが、幼稚園では定員割れが続いています。
- 市ではライフスタイルの変化などにより、延長保育や一時保育などの拡大が求められています。
- 市では未就学児が安心して小学校生活が送れるように、保幼小連携を行っています。

■ 家族形態やライフスタイルの変化などにより、未就学児支援への市民ニーズが多様化していることから、幼保一体化への対応や安全で安心な施設運営が必要です。

主な取り組み方針

- 市民は地域の保育園や幼稚園の行事に参加します。
- 市は保育園・幼稚園において、適切な保育、就学前教育を行います。
- 市は保育園・幼稚園・小学校の連携・交流を強化します。
- 市は安全で安心な保育・教育環境を確保します。

関連する事業

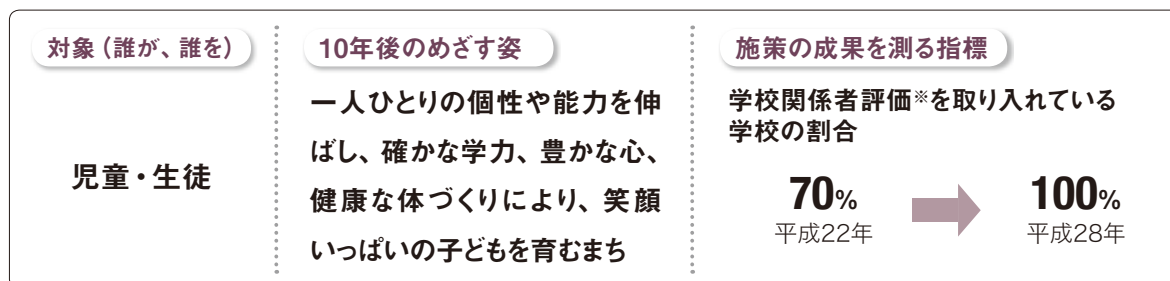
- ・ 保育所運営管理事業
- ・ 幼稚園運営管理事業

関連する計画

- ・ 次世代育成支援行動計画

413 学校教育の充実

施策の目的



※学校関係者評価：各学校が自らの教育活動や学校運営についてめざすべき目標を設定し、その達成状況をPTAなどの外部委員により評価・検証を行うこと。

施策の現状と課題

- 全国的に家庭や地域の教育力の低下が懸念されるなか、学校に対する過度の期待や依存の傾向が強まっています。
- 三重県では少人数教育の推進とともに、「学校経営品質」に基づく学校マネジメントを推進しています。
- 市内の小学校において複式学級が見られます。
- 市内の小中学校には、老朽化による改修や再整備が必要なものがあります。
- 学校や家庭、地域における教育問題が増加するとともに、児童・生徒の不登校や問題行動が発生しています。
- 紀北地域の高等学校は、統廃合により尾鷲高等学校1校になり、松阪地域以南で唯一の専門学科を有する高等学校となっています。
- 中学校と高等学校間の連携は見られますが、高等学校と市が連携した取り組みが見られません。
- 市では地域人材を活用した学習及び学習支援、校内研修等、特色のある教育により、学力向上を図っています。

■子どもの確かな学力、豊かな心、健康な体づくりなどの「生きる力」を育成するため、安全で安心な教育環境の確保とともに、授業内容の改善や教職員の資質向上と家庭・地域・学校の連携が必要です。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに次代を担う人材育成を行います。
- 市は市民とともに家庭や地域との連携を深め、開かれた学校づくりを行います。
- 市は児童・生徒の確かな学力の向上のため、学習環境・授業内容の改善や教職員の資質向上を図ります。
- 市は人権学習や世代間交流の機会を設けるなど、多様で豊かな心の育成を行います。
- 市は安全で安心な学校施設の整備を行います。
- 市は一人ひとりの成長に応じた教育支援を行います。
- 市は市民とともに高等学校との相互連携を図ります。
- 市は地域の資源や魅力に触れられる地域学習を行います。

関連する事業

- ・小学校運営管理事業
- ・中学校運営管理事業
- ・確かな学力向上事業
- ・豊かな心育成事業

関連する計画

421 生涯教育の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

生涯にわたり興味・関心のあることを学び、学習した知識や技能を地域に還元する場や機会があるまち

施策の成果を測る指標

生涯学習の満足度

2.70

平成22年



3.00

平成28年

まちづくりに関するアンケート調査（H22）より

施策の現状と課題

- 市では各地区の文化の保存・継承・記録への取り組みが十分ではありません。
- 市では生涯教育・生涯学習活動への参加者が固定化し、指導者も不足しています。
- 市では読書ボランティア活動の活発化や、図書のインターネット予約の導入により、図書館の利用者数が増加しています。
- 市では地区公民館を拠点として、子どもたちを中心に地区の特性を活かした活動や各地区間及び世代間の交流・連携が行われています。

- 多様な学習ニーズへの対応と多くの市民が参加できるしくみづくりが必要です。
- 地域特性を活かし、地区文化の保存・継承、芸術文化に触れる機会の創出につながる生涯教育・生涯学習の推進が必要です。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに生涯教育・生涯学習活動に参加しやすい情報の提供を行います。
- 市は地域資源を活用した生涯教育・生涯学習活動や学ぶ機会を提供します。
- 市民は自分の知識や技能を指導者として地域に還元し、次の世代に引き継ぎます。
- 市は市民とともに地域の歴史・文化を継承します。
- 市は市民とともに生涯教育・生涯学習活動が継続できるしくみづくりを行います。

関連する事業

- ・公民館活動事業
- ・図書館管理運営事業
- ・天文科学館管理運営事業
- ・文化活動推進事業
- ・歴史文化保存事業

関連する計画

422 生涯スポーツの推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

年齢、体力、好みに応じて多くのスポーツに触れ、楽しくスポーツが親しめるまち

施策の成果を測る指標

スポーツ施設の利用者数

86,794人 → 100,000人
平成22年 平成28年

スポーツ施設利用状況（H22）より

施策の現状と課題

- 市ではスポーツ少年団を中心に、子ども世代におけるスポーツ振興を図っていますが、少子化の影響もあり団員数が減少しています。
- 市ではスポーツをする人が固定化し、指導者も不足しています。
- 市では総合型地域スポーツクラブ※として平成20年に光ヶ丘スポーツクラブを設立し、「いつでも」「誰でも」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」が気軽に楽しめる場として運営されています。
- 市内ではスポーツ施設の不足により、学校施設の開放を行っています。

※総合型地域スポーツクラブ：種目の多様性、世代や年齢の多様性、そして技術レベルの多様性を併せもった、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民のニーズに応じた活動が、質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。

■「いつでも」「誰でも」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」が気軽に楽しみ、健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりのため、市民の多くがスポーツに親しむしくみづくりが必要です。

主な取り組み方針

- 市はスポーツの楽しさを伝える普及活動とともに、スポーツ交流の場づくりを行います。
- 市民は健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりのため、スポーツをする習慣を身につけます。
- 市は市民とともにスポーツに参加しやすいしくみづくりを行います。
- 市は健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりのため、気軽にスポーツが楽しめる場所を確保します。

関連する事業

- ・スポーツ振興事業
- ・体育施設管理運営事業

関連する計画

423 国際交流の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

多様な交流ができ、国際感覚豊かな人づくりがされているまち

施策の成果を測る指標

多文化交流の参加者数

345人

平成22年



400人

平成28年

国際交流協会参加者数（H22）より

施策の現状と課題

- 全国的に海外旅行やインターネットを通じ、個人レベルで外国の情報や外国人との交流が手軽に行えるようになっていきます。
- 市では昭和43年にカナダのプリンスルパート市と姉妹都市提携をし、平成17年に中国大連市金州区と友好都市協定を締結していますが、継続した相互交流が行われていません。
- 国際交流活動への参加者や担い手が不足しています。
- 外国語指導助手（ALT）が地域活動に参加し、草の根の国際交流が行われています。また、多くの外国語指導助手が地域に愛着を持って帰国し、尾鷲の紹介がされています。
- 市では多文化交流の機会を提供するため、国際交流協会を中心に活動を行っています。

■国籍や人種などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、共に生きていける多文化共生社会づくりや、多文化が交流できる機会・場所づくりの提供が必要です。

主な取り組み方針

- 市は尾鷲市国際交流協会を支援します。
- 市は多文化が交流できる機会づくりを行います。
- 市民は国際交流活動に参加し、市民レベルでの交流を継続します。

関連する事業

・国際交流活動事業

関連する計画



みんながいきいきと快適に暮らせるまち

V-1 自然環境の保全と共生の確保

511 森林の公益的機能の保全

512 鳥獣害対策の推進

513 自然環境の保全

V-2 快適な生活環境の創造

521 資源循環型社会の推進

522 良好な生活環境の保全

V-3 快適に生活ができる基盤整備の推進

531 安全・安心な水の確保

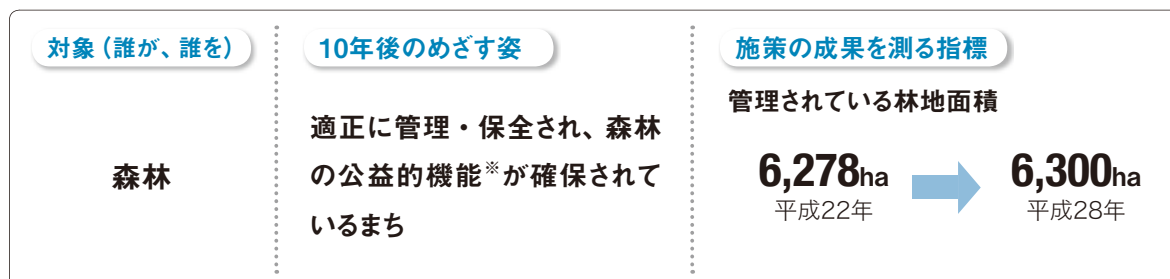
532 都市づくりの推進

533 災害に強い都市施設の推進

534 公共交通の確保

511 森林の公益的機能の保全

施策の目的



※森林の公益的機能：水源地の森林に水のほとんどが生まれ、住宅地の裏山の森林は自然災害の発生を未然に防ぎ、空気をきれいにするなど、さまざまな面で私たちの暮らしを支えてくれる森林の働きの総称。

施策の現状と課題

- 全国的に森林への関心が高まり、企業やボランティアなどの多様な主体による森林づくりが徐々に進んでいます。
- 市では木材価格の低迷と林業労働力の高齢化などの要因から、生産活動を通じての森林管理が滞り、放置林や未植栽地の増加による森林の荒廃が危惧されています。
- 市では環境に配慮し、FSC認証や森林の持つ公益的機能の向上に努め、その交流の場となる森林・自然公園の遊歩道などの管理を行っています。

■放置林や未植栽地の増加による森林の荒廃が危惧されているなか、多様な主体の連携による森林保全が必要です。

主な取り組み方針

- 市は森林所有者とともに森林の適正管理・運営ができる対策を行います。
- 市は森林の公益的機能の普及啓発を行います。
- 市は多様な主体とともに森林の保全に努めます。
- 市は森林学習ができる場を提供します。

関連する事業

- ・森林環境創造事業
- ・FSC認証事業
- ・緑化普及事業
- ・森林公園事業

関連する計画

- ・尾鷲熊野地域森林計画
- ・尾鷲市森林整備計画
- ・森林施業計画

512 鳥獣害対策の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

野生鳥獣との共生を図り、鳥
獣害が発生していないまち

施策の成果を測る指標

鳥獣害による通報件数

10件

平成22年



0件

平成28年

施策の現状と課題

- 市では野生鳥獣による被害が、森林及び農産物に留まらず、民家への侵入など市民生活にまで及んでいます。
- 市では狩猟者による有害鳥獣の駆除や追い上げ活動などを行っていますが、鳥獣害をすべて食い止めるまでには至っていません。
- 市では一部の地域で地域ぐるみで追い払い活動を実施するなど、市民主体の鳥獣害対策の機運が高まっています。

■市民と行政が一体となって鳥獣害対策を講じているものの後を絶たず、被害地域も拡大傾向にあることから、市民とより一層連携した鳥獣害対策が必要です。

主な取り組み方針

- 市は野生鳥獣に対する正しい知識の普及啓発を行います。
- 市は市民とともに追い払い活動等の鳥獣害対策を推進します。
- 市は野生鳥獣との共生に向けた取り組みを推進します。

関連する事業

・鳥獣害対策事業

関連する計画

・尾鷲市鳥獣被害防止計画

513 自然環境の保全

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民、事業者

10年後のめざす姿

自然環境や生態系に配慮し、
良好な自然が残っているまち

施策の成果を測る指標

大気測定局における環境基準達成率

90%
平成22年



100%
平成28年

施策の現状と課題

- 海や山など豊かな自然環境に恵まれています。
- 開発行為や事業活動によって生じる水質汚濁などにより、生態系や自然環境への悪影響が危惧されています。
- 市と市民はそれぞれの役割により、一体となって自然環境保全に取り組むことが求められています。
- 市では良好な生活環境及び健康を守るため、継続的に大気・水質・騒音・振動などの測定を行っています。
- 市では新エネルギー導入への普及啓発を行っています。

■自然環境への保全意識の高まりのもと、豊かな自然環境を後世に残すとともに、生態系を保全していくため、多様な主体の連携による取り組みが必要です。

主な取り組み方針

- 市は多様な主体と連携して、自然環境保全に取り組めます。
- 市は土地の開発行為や採石場跡地の緑化について、規制や指導を行います。
- 市は自然環境とのふれあいを通じた環境教育を行います。
- 市は多自然型工法[※]など生態系に配慮した開発等を行います。
- 市は大気汚染・水質汚濁・不法投棄などに対し、環境監視体制の充実に努めます。
- 市は市民とともに積極的に新エネルギーを導入するなど、地球温暖化防止対策に努めます。

※多自然型工法：河川改修の際に、生物の生育、自然の景観など本来河川がもっている自然の多様性の保全、または創出する工法。

関連する事業

- ・環境調査対策事業
- ・環境教育事業

関連する計画

- ・環境基本計画

521 資源循環型社会の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民、事業者

10年後のめざす姿

ごみの発生抑制・再使用・再生利用が進んだ、環境に負荷をかけないまち

施策の成果を測る指標

市民1人あたりのごみ処理量

0.41t

平成22年



0.40t

平成28年

施策の現状と課題

- 市ではごみの処理量は減少しています。
- 家庭において、ごみの分別と減量化の取り組みが徹底されていません。
- 市内において山林等へのごみの不法投棄が依然として後を絶ちません。
- 市では資源ごみの適正な回収による再資源化と、環境に負荷をかけない処理を行っています。
- 市は市民とともにごみの減量化を図るため、レジ袋の有料化に取り組んでいます。

■ごみの処理量は減少傾向にありますが、資源ごみの再資源化へのさらなる取り組みとともに、山林等への不法投棄対策への取り組みが必要です。

主な取り組み方針

- 市は市民とともにごみの発生抑制・再使用・再生利用に努めます。
- 市は可燃ごみの焼却や再資源化可能なごみを適正に処理します。
- 市は市民とともにごみの分別と減量化に取り組めます。
- 市は市民とともにごみの不法投棄防止対策に取り組めます。

関連する事業

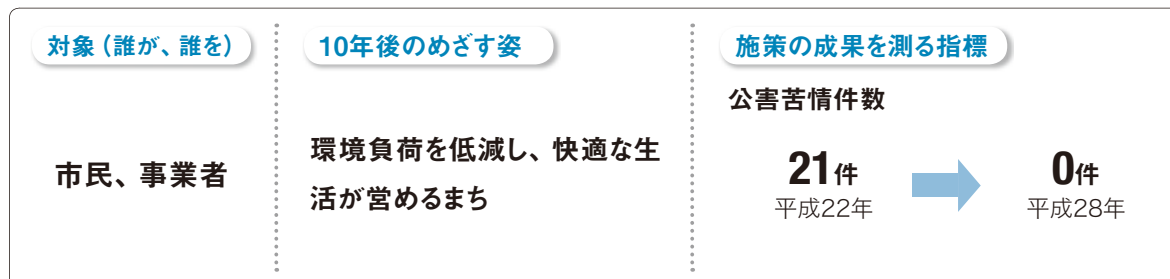
- ・ごみの発生抑制・再使用・再生利用推進事業
- ・ごみ収集事業
- ・ごみ処理場運営管理事業

関連する計画

- ・一般廃棄物処理基本計画

522 良好な生活環境の保全

施策の目的



施策の現状と課題

- 市民の生活様式の多様化や産業活動により、生活環境の悪化が見受けられます。
- 良好な生活環境を保つため、監視・啓発など環境に配慮した取り組みを継続的に行う必要があります。
- 市では適正な墓地の整備や斎場の運営が求められています。
- 市は生活排水処理のため合併処理浄化槽の設置を推進しています。

■ 快適な生活を営むため、市民生活や企業の生産活動などから発生する環境への負荷を、持続的に低減していく必要があります。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに地球温暖化防止対策や生物多様性の保全などに取り組みます。
- 市は市民とともに生活環境保全活動を継続的に行います。
- 市は大気汚染・水質汚濁・不法投棄などに対しての環境監視体制の充実に努めます。
- 市はし尿処理施設の適正な運営管理を行います。

関連する事業

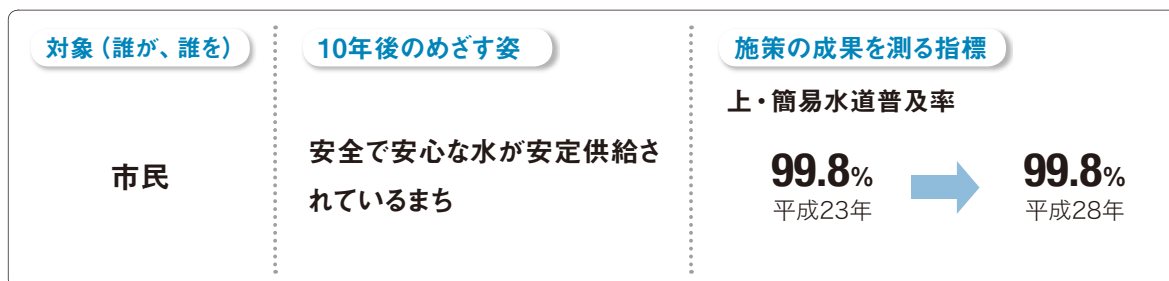
- ・環境調査対策事業
- ・生活排水処理対策事業
- ・クリーンセンター運営管理事業
- ・斎場等運営管理事業
- ・墓地管理事業

関連する計画

- ・環境基本計画
- ・一般廃棄物処理基本計画

531 安全・安心な水の確保

施策の目的



施策の現状と課題

- 市の上水・簡易水道の普及率はほぼ100%になっています。
- 市では給水人口の減少や工場利用の減少等により、配水量が減少しています。
- 市では地震などの災害や漏水事故に対応するため、老朽化した配水管の布設替えや上水道の給水源である桂山配水池の更新事業を行っています。

■ 水質や施設等の適切な管理を行い、安全で安心な水の安定供給を確保する必要があります。

主な取り組み方針

- 市は水質の適正な管理を行います。
- 市は水道施設の適切な運営管理を行います。
- 市は老朽化した配水管の布設替えや桂山配水池の更新を行います。
- 市は簡易水道の渇水対策を行います。

関連する事業

- ・水質管理事業
- ・水道施設管理事業
- ・配水管敷設替事業

関連する計画

532 都市づくりの推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

安心して暮らせる都市基盤が
整備されているまち

施策の成果を測る指標

都市計画マスタープランに基づく
事業実施に向けて協議した地区件数

0件
平成23年



6件
平成28年

施策の現状と課題

- 市では市域の大半を森林が占め、平坦地が極めて少ないため、土地の効果的な利用が求められています。
- 市では狭い道路沿いに形成されている中心市街地で、空家・空地が増加傾向にあります。
- 市では地域資源を活かした都市基盤の形成を目的とした都市計画マスタープランを策定しています。

■平坦地が極めて少ないため、都市計画マスタープランに基づく空家・空地の有効活用とユニバーサルデザインへの配慮とともに、地域資源を活かしたまちづくりに取り組む必要があります。

主な取り組み方針

- 市は市民とともに地域資源の残るまちづくりを行います。
- 市は市民とともに空家・空地の有効活用を図ります。
- 市は都市計画マスタープランに基づくまちづくりを行います。
- 市はユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行います。

関連する事業

- ・都市計画道路事業
- ・都市公園運営管理事業
- ・港湾事業

関連する計画

- ・都市計画マスタープラン

533 災害に強い都市施設の推進

施策の目的

対象（誰が、誰を）

市民

10年後のめざす姿

災害に強い都市施設※により、安心して快適に暮らせるまち

施策の成果を測る指標

「公共施設の耐震化に関する取組方針」に基づく耐震化されていない都市施設

46施設
平成23年



40施設
平成28年

※都市施設：公共的なサービス機能を持つ施設として、官公庁舎、道路等の交通施設、公園、上下水道、港湾、学校、病院、市営住宅等の公共施設の総称。

施策の現状と課題

- 東海地震、東南海・南海地震の発生確率が高くなっています。
- 市では都市施設や民間の家屋及び事業所などの多くの建物が耐震化されていません。
- 台風やゲリラ豪雨など、風水害に強いまちづくりが求められています。
- 市では市営住宅の多くが老朽化し、耐震化がされていません。
- 市では「公共施設の耐震化に関する取組方針」を策定しています。

■東海地震、東南海・南海地震の発生が危惧されるとともに、多雨地域であるため、風水害・地震・津波などの災害に強い都市施設づくりが必要です。

主な取り組み方針

- 市は災害に強い都市施設づくりを行います。
- 市は道路や橋梁等の改良を行います。
- 市民及び事業者は災害に強い住宅等の建物づくりを行います。
- 市は市営住宅の適正な運営管理を行います。

関連する事業

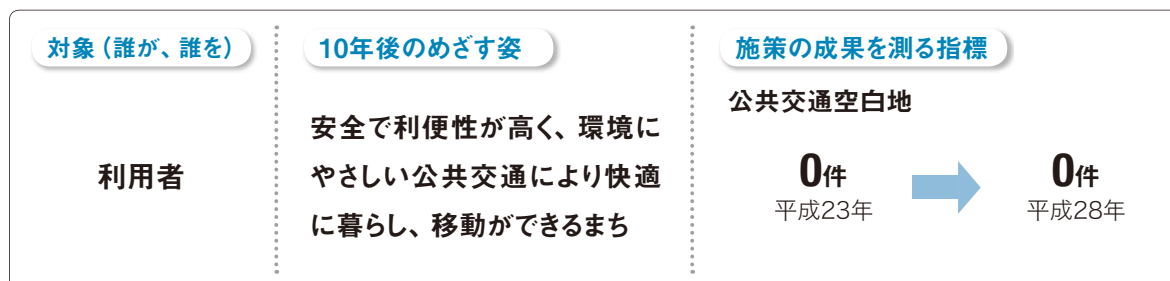
- ・都市施設耐震化事業
- ・道路等改良事業
- ・市営住宅管理事業

関連する計画

- ・公共施設の耐震化に関する取組方針

534 公共交通の確保

施策の目的



施策の現状と課題

- モータリゼーション※の進展や過疎・少子高齢化により、公共交通の利用者が減少しています。
- 公共交通機関には、JR紀勢本線、バス、須賀利巡航船、タクシーがあります。
- 市ではバス路線網を再編し、バスによる市街地へのアクセスを向上した結果、利用者数が増加し、収支率も向上しています。
- ふれあいバスの導入により、市民のバスであるとの認識が高まっています。
- 須賀利巡航船は、船体の老朽化や利用者数の減少など、運営そのものの見直しが迫られているなか、バス路線網の再編により、市民からはバスへの転換を求める声があります。

※モータリゼーション：自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象のこと。

■モータリゼーションの進展や過疎・少子高齢化により、公共交通を取り巻く環境は依然として厳しいものの、市民生活の向上のため、地域の実情に沿った公共交通の構築が必要です。

主な取り組み方針

- 市は公共交通の必要性を周知します。
- 市は市民とともに地域の実情に沿った公共交通の構築に努めます。
- 市は市民の公共交通を確保します。
- 市はふれあいバスの安全運行に努めます。

関連する事業

・公共交通維持確保事業

関連する計画

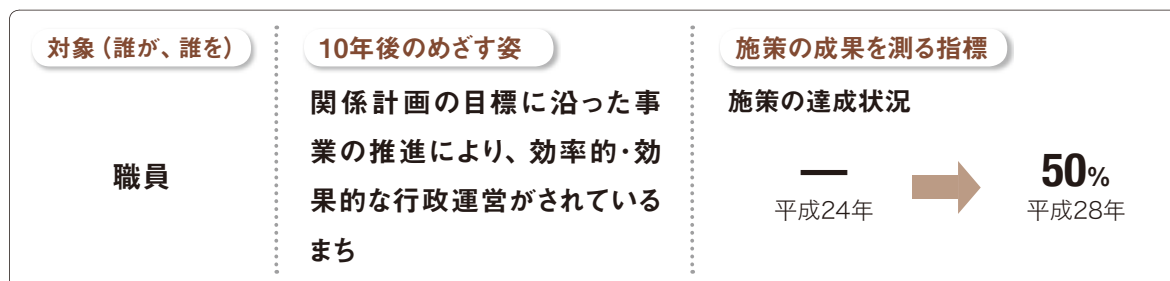
VI

計画実現のために

- 611 計画的な行政運営
- 612 健全な財政運営
- 613 行財政改革の推進
- 614 適正な賦課と公平な税負担
- 615 広域・外部連携の推進

611 計画的な行政運営

施策の目的



施策の現状と課題

- 地方分権・地域主権改革などの進展により、基礎自治体※にはこれまで以上に高度な行政運営能力が求められています。
- 総合計画の達成状況を評価するしくみとして、行政評価制度※を導入する自治体が増加しています。
- 市では総合計画の進行管理を行うための計画推進システム（行政評価制度等）の構築が求められています。
- 市では総合計画に基づき、実施計画を毎年作成し、計画的な行政運営を行っています。
- 市では各分野において、個別計画に基づき、施策を推進しています。
- 市の一部の計画では目標数値を定め、目標数値に基づく評価検証を行っています。

※**基礎自治体**：首長や地方議会などがある市町村のこと。

※**行政評価制度**：行政が実施している事業に対して、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価すること。

■まちづくりの基本目標を着実に実現するため、地方分権・地域主権の進展や市民ニーズの高度化に対応できる行政運営能力を備えるとともに、計画的で効率的な行政運営を行うしくみづくりが必要です。

主な取り組み方針

- 市は総合計画等の進捗状況の把握と評価、検証を行い、行政運営の改善につなげます。
- 市は関連する個別計画の整合性を精査し、一貫性のある行政運営を行います。
- 市は計画的で効率的な行政運営を行います。

関連する事業

・総合計画進行管理事業

関連する計画

612 健全な財政運営

施策の目的

対象（誰が、誰を）

職員

10年後のめざす姿

厳しい財政状況を踏まえ、新たな行政需要に対応しながら、安定した財政運営がされているまち

施策の成果を測る指標

実質公債費比率

10.7%
平成22年



10.0%
平成28年

施策の現状と課題

- 国では「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営が求められています。
- 市では健全化判断比率である4指標のうち、実質赤字比率※、連結実質赤字比率※は黒字で、実質公債費比率※、将来負担比率※は国の定める早期健全化基準を下回っています。
- 市の歳入の根幹である市税は、景気の低迷、人口減少等の影響により減収しています。
- 市では、定員適正化計画を着実に実行したことにより、職員数の削減が図られ、人件費を大幅に圧縮しましたが、社会保障給付費は増加傾向にあります。

※実質赤字比率：自治体が自由に使える収入の標準額に対し、公営企業を除いた赤字額の占める割合。

※連結実質赤字比率：自治体が自由に使える収入の標準額に対し、公営企業を含む赤字額の占める割合。

※実質公債費比率：自治体の収入に対する負債返済の割合。

※将来負担比率：公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。

■景気の低迷、人口減少等の影響により歳入が減収する反面、社会保障給付費などの歳出が増加しているため、厳しい財政状況が続いていることから、財政指標に留意しながら適切な財政運営に努める必要があります。

主な取り組み方針

- 市は健全な財政運営を行います。
- 市は財政状況を公表します。
- 市民は市の財政状況に関心を持ちます。

関連する事業

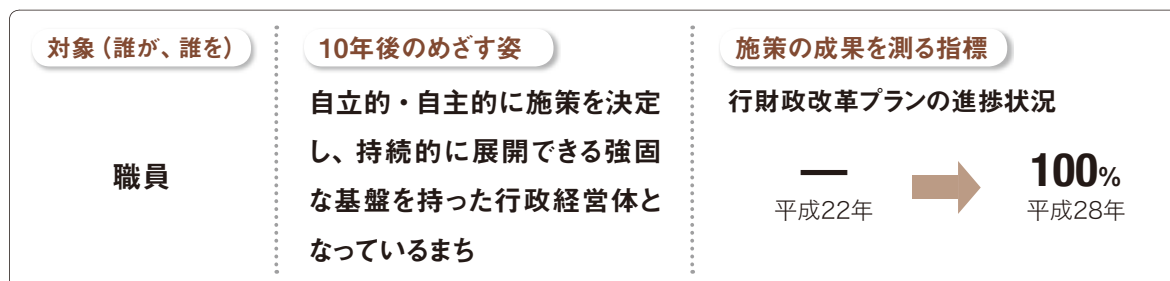
・財政事務事業

関連する計画

・尾鷲市行財政改革プラン
・財政計画

613 行財政改革の推進

施策の目的



施策の現状と課題

- 地方分権・地域主権改革の進展により、基礎自治体は、地域の実情に応じ、政策の立案から結果までを自らの責任と判断で行う行政運営が求められています。
- 市では計画的な行政運営を行うための積極的な行財政改革と市民サービスの質の向上が求められています。
- 市では昭和60年度以降、行政改革大綱に基づく改革を実施しています。
- 市では平成17年度に「尾鷲市集中改革プラン」を策定し、事務事業の見直しによる効率的・効果的かつ健全な行政運営に取り組んできました。
- 市では平成22年度に「尾鷲市行政改革プラン」を策定し、「サービス向上の視点」「健全財政の視点」「経営の視点」の3つの視点により、行財政改革に取り組んでいます。

■地域の状況や社会経済動向に合わせた行政運営を行うため、行政改革と健全財政を一体的に取り組む行財政改革を進める必要があります。

主な取り組み方針

- 市は尾鷲市行財政改革プランに基づく行政経営を推進します。
- 市は尾鷲市定員適正化計画に基づき、定員管理に関する総合的な検証、調査を行います。
- 市は人材育成基本方針に基づき、庁内外研修の充実強化、人事考課制度の充実を図ります。
- 市は行財政運営の効率化を行います。
- 市民は行財政改革の監視を行います。

関連する事業

- ・行財政改革推進事業
- ・人事管理事業
- ・電子自治体推進事業

関連する計画

- ・尾鷲市行財政改革プラン
- ・尾鷲市電子自治体推進計画

614 適正な賦課と公平な税負担

施策の目的

対象（誰が、誰を）

職員、市民

10年後のめざす姿

適正な賦課と公平な税負担
により、財源が確保されてい
るまち

施策の成果を測る指標

市税収納率

87.6%
平成22年



88.0%
平成28年

施策の現状と課題

- 国では地方分権・地域主権改革により、税源移譲等の税制改正が実施されています。
- 市では近年、市税収納率は向上していますが、継続的に滞納税額の回収に努める必要があります。
- 市では税法及び市条例に基づく適正な賦課と公平な税負担に努めています。
- 市では差押執行及び三重地方税管理回収機構※の活用により、収納率が向上しています。

※三重地方税管理回収機構：三重県内の29市町が参加した一部事務組合で、市町村民税・個人県民税の滞納整理、不動産公売、滞納処分の実行停止、不能欠損処分の適否判定、滞納整理に係る実務研修及び個別相談業務を実施する機関。

■ 安定的な行財政運営を図るため、適正な賦課と公平な税負担による自主財源の確保が必要です。

主な取り組み方針

- 市民は適正な自主申告と自主納税を行います。
- 市は適正な賦課と公平な税負担により自主財源を確保します。

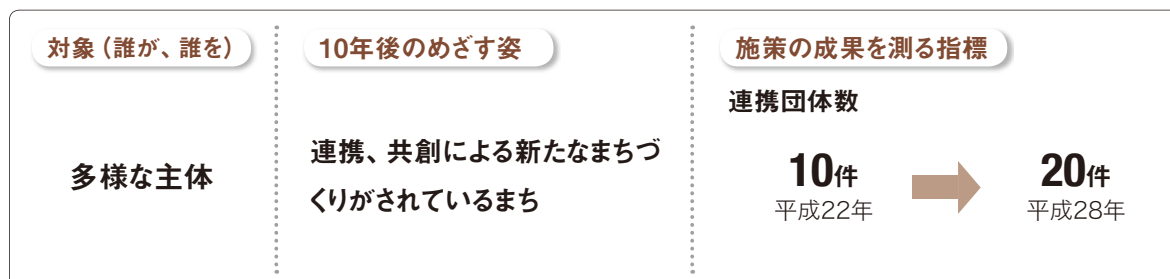
関連する事業

・賦課・徴収事業

関連する計画

615 広域・外部連携の推進

施策の目的



施策の現状と課題

- 国では地方制度調査会において、今後の自治体のあり方が検討され、消防事業は既に広域化に向けた取り組みが始められるなど、自治体を取り巻く環境は変化してきています。
- 市では介護保険事業、障害者授産施設、消防事業等を近隣市町とともに運営しています。
- 市では近隣市町と広域的な観光振興を図るとともに、その他の施策についても情報交換等を行っています。
- 市では魅力あるまちづくりのため、多様な主体との連携による事業を実施しています。
- 市では三重大学をはじめとした産学官連携を図っています。

- 人口減少社会や多様化する市民ニーズへの対応と、効率的な行政運営を行うため、事務の広域化を進める必要があります。
- 魅力あるまちづくりを進めるため、多様な主体と連携した事業を実施する必要があります。

主な取り組み方針

- 市は介護保険事業や消防事業等の効率化を行います。
- 市は他市町との観光交流事業を行います。
- 市は多様な主体との連携によるまちづくりを行います。

関連する事業

- ・産学官連携事業
- ・広域連携事業

関連する計画

資料編

1	総合計画策定経過	98
2	アンケート調査結果	105

1 総合計画策定経過

【諮問】

尾市公第 348 号
平成22年8月16日

尾鷲市総合計画審議会
会長 岩崎 恭典 様

尾鷲市長 岩田 昭人

第6次尾鷲市総合計画案について、尾鷲市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

平成23年11月14日

尾鷲市長 岩田 昭人 様

尾鷲市総合計画審議会
会長 岩崎 恭典

第6次尾鷲市総合計画案について（答申）

平成22年8月16日付け、尾市公第348号で当審議会に諮問されました第6次尾鷲市総合計画案については、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記事項に留意され、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に最善を尽くされますよう要望します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、人づくりを基本方針とすることから、地域の資源や魅力を活用して、市民と行政が力を合わせ、共に知恵を出し合いながら事業を実施すること。
- 2 本計画の実現性を高めるため、積極的な行財政改革に取り組むこと。
- 3 特に、より計画的で効率的な行政運営を図るため、施策の進捗を管理し、その結果を市民に公開すること。

【尾鷲市総合計画審議会条例】

昭和48年12月25日
条例第29号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合計画に関し重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、尾鷲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

【尾鷲市総合計画審議会規則】

昭和48年12月26日
規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市総合計画審議会条例(昭和48年尾鷲市条例第29号)第2条の規定により尾鷲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて尾鷲市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が認めるもの

総合計画策定経過

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る答申が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にかつて定める。

附 則

1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

2 尾鷲市総合開発審議会規程(昭和36年9月1日尾鷲市規程第4号)は廃止する。

附 則(昭和58年12月1日規則第8号)

この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第5号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月10日規則第1号)

この規則は、平成元年1月10日から施行する。

附 則(平成2年4月1日規則第5号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月26日規則第10号)

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成13年2月7日規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

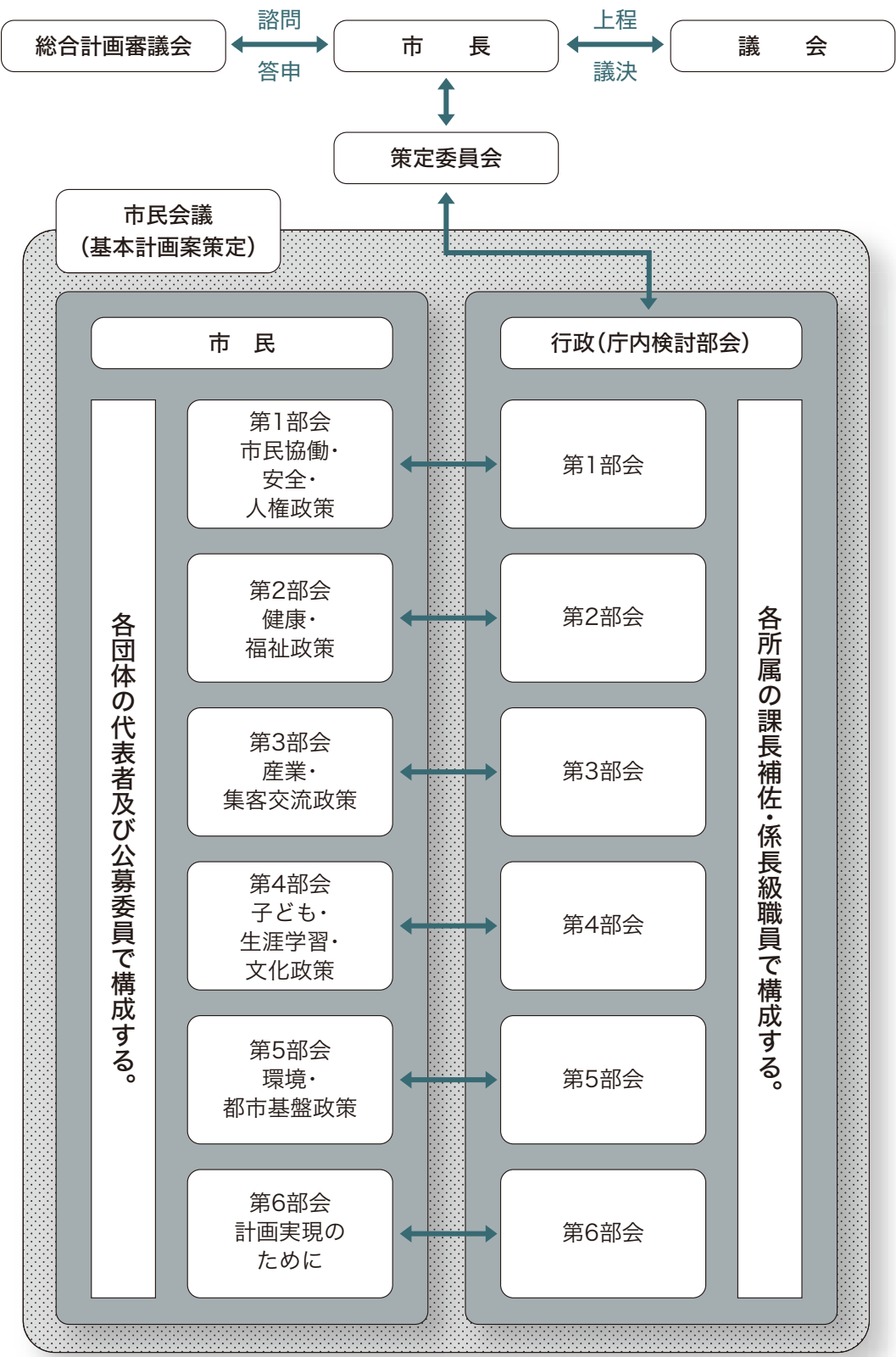
【審議会委員名簿】

	氏 名	所属団体等	備 考
1	石塚 昇二	社会福祉法人長茂会	H23年3月まで中村志保氏
2	稲葉 正治	尾鷲市文化協会	
3	岩崎 恭典	学識経験者	
4	上村 隼右	尾鷲市老人クラブ連合会	
5	大門 登喜博	公募委員	
6	大川 糸恵	尾鷲市青少年育成市民会議	
7	大瀬 勇人	尾鷲市海産物商業協同組合	
8	小野 博行	尾鷲商工会議所	
9	加藤 一至	尾鷲市体育協会	
10	北村 清陽	公募委員	
11	久保 忠利	尾鷲市自治会連合会	
12	佐々木 康次	尾鷲市商店連合会	
13	佐野 節子	公募委員	
14	塩津 史子	尾鷲市連合婦人会	
15	高芝 勇次	尾鷲市社会福祉協議会	
16	高村 敦夫	尾鷲市農業委員会	
17	高山 公男	尾鷲商工会議所青年部	
18	谷口 昇	尾鷲市区長会	
19	千種 良子	尾鷲市教育委員会	
20	塚原 右己	尾鷲観光物産協会	
21	中垣 克朗	尾鷲市議会	H23年5月まで南靖久氏
22	長谷川 陽	紀北医師会	
23	濱中 良平	森林組合おわせ	
24	濱中 佳芳子	尾鷲市議会	H23年5月まで内山鉄芳氏
25	平山 浩介	公募委員	
26	福西 賢一郎	尾鷲木材協同組合	
27	三鬼 晃	尾鷲市水産振興協議会	
28	三林 輝匡	尾鷲市議会	H23年5月まで真井紀夫氏
29	宮井 敏行	おわせ交流空間創造会議	
30	湯浅 しおり	NPO法人あいあい	



総合計画策定経過

【策定体制】



【策定経過】

1) 総合計画審議会（計9回）

月 日	区 分	内 容
平成22年 8月16日	第1回総合計画審議会	基本構想案及び市民アンケート、今後のスケジュールについて
10月 8日	第2回総合計画審議会	まちづくりに関するアンケート調査結果報告書及び第5次尾鷲市総合計画に関する庁内評価・検証報告書などについて
11月19日	第3回総合計画審議会	第6次尾鷲市総合計画基本構想案などについて
平成23年 1月28日	第4回総合計画審議会	第6次尾鷲市総合計画基本構想修正案などについて
6月 3日	第5回総合計画審議会	第6次尾鷲市総合計画基本構想修正案及び第6次尾鷲市総合計画基本計画案の見方などについて
7月 9日	第6回総合計画審議会	第6次尾鷲市総合計画基本構想修正案及び第6次尾鷲市総合計画基本計画案グループ討議などについて
7月27日	第7回総合計画審議会	第6次尾鷲市総合計画基本計画案グループ討議などについて
8月19日	第8回総合計画審議会	第6次尾鷲市総合計画基本構想・基本計画案などについて
11月10日	第9回総合計画審議会	第6次尾鷲市総合計画案に対するパブリックコメント結果及び第6次尾鷲市総合計画案などについて

2) 総合計画策定委員会（計6回）

月 日	区 分	内 容
平成22年 5月28日	第1回総合計画策定委員会	第6次総合計画の策定体制及び第6次総合計画基本構想案、尾鷲市まちづくりアンケート案などについて
6月22日	第2回総合計画策定委員会	第6次総合計画基本構想案及び尾鷲市まちづくりアンケート案などについて
11月 4日	第3回総合計画策定委員会	第6次尾鷲市総合計画基本構想案について
平成23年 1月19日	第4回総合計画策定委員会	第6次尾鷲市総合計画基本構想案(中間案)及び第6次尾鷲市総合計画政策・施策体系図(案)について
5月23日	第5回総合計画策定委員会	第6次尾鷲市総合計画基本構想(案)及び第6次尾鷲市総合計画基本計画(案)について
10月24日	第6回総合計画策定委員会	パブリックコメント結果及び重点的な取り組みについて

総合計画策定経過

3) 市民会議

月 日	区 分	内 容
平成22年 10月16日	市民会議	第6次尾鷲市総合計画基本構想案についての説明
11月20日	市民会議	まちづくりについての意見交換
平成23年 3月30日	市民会議	市民会議の進め方についての説明
4月～5月	市民会議	部会(6部会)に分かれて第6次尾鷲市総合計画基本計画素案の検討(全15回開催)
5月25日	市民会議	第6次尾鷲市総合計画基本計画素案の確認

4) その他

月 日	区 分	内 容
平成22年 7月	尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査	18歳以上の市民1,000人を対象に実施
10月21日～ 11月17日	市政懇談会	市内13地区で実施

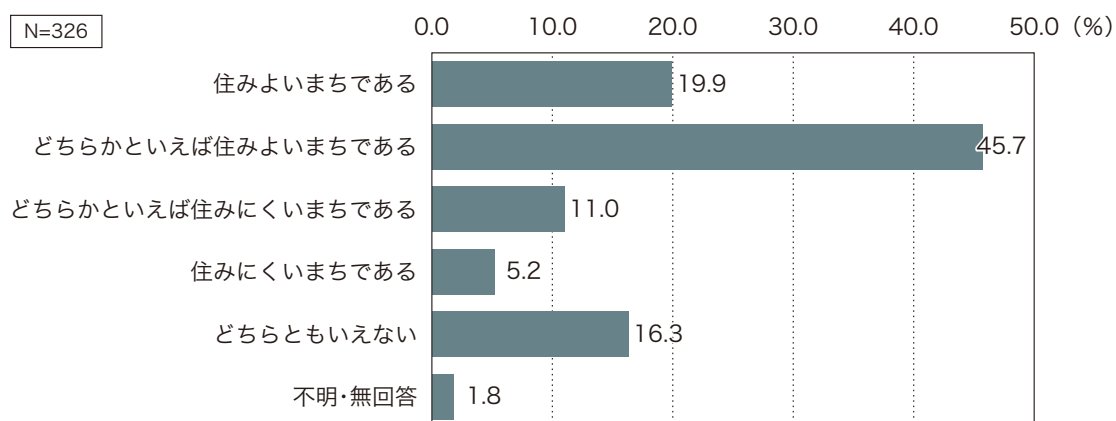
2 アンケート調査結果

【調査の概要】

調査区域	尾鷲市全域
調査対象	18歳以上の市民から1,000人を無作為抽出
調査時期	平成22年7月
配布数	1,000票
回収数	326票
回収率	32.6%

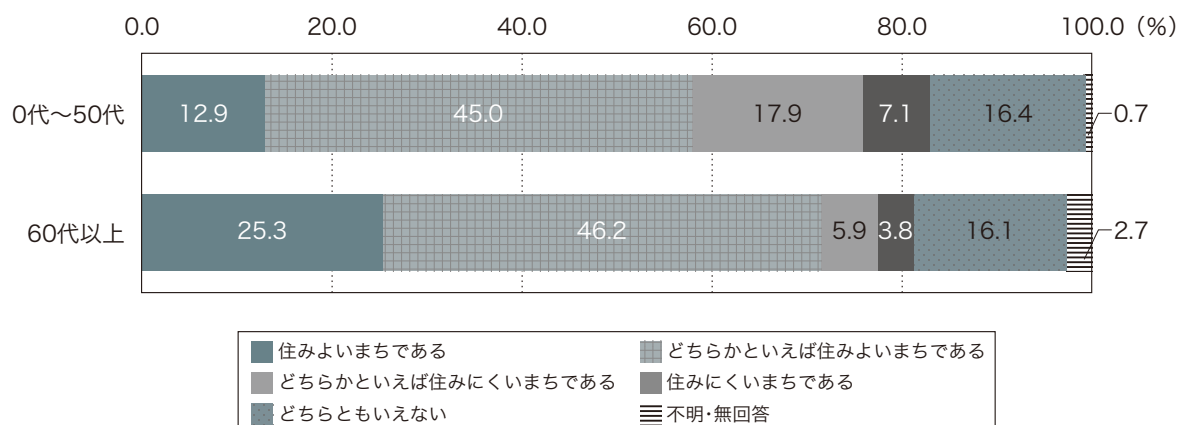
【尾鷲市全体の評価①（住みよさについて）】

尾鷲市全体の評価として、「どちらかといえば住みよいまちである」が45.7%、「住みよいまちである」が19.9%となっており、合計で65.6%が「住みよいまち」となっています。



■年代別クロス集計

尾鷲市全体の評価を年代別に見ると、「住みよいまちである」と「どちらかといえば住みよいまちである」の合計は、「60代以上」では7割以上となっているのに対し、「10代～50代」では6割弱と年代による差が見られます。

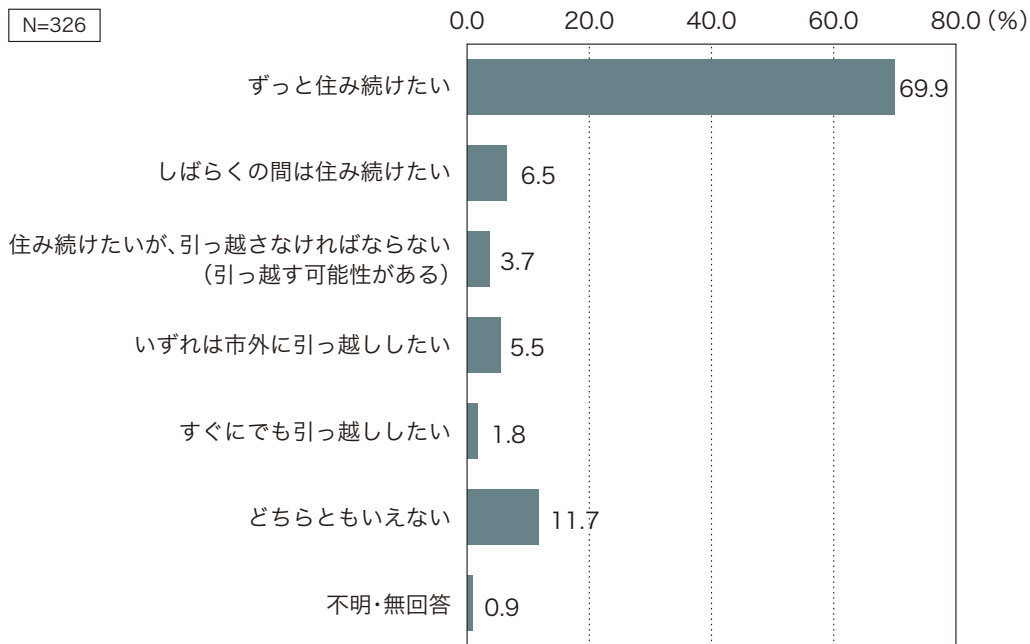




アンケート調査結果

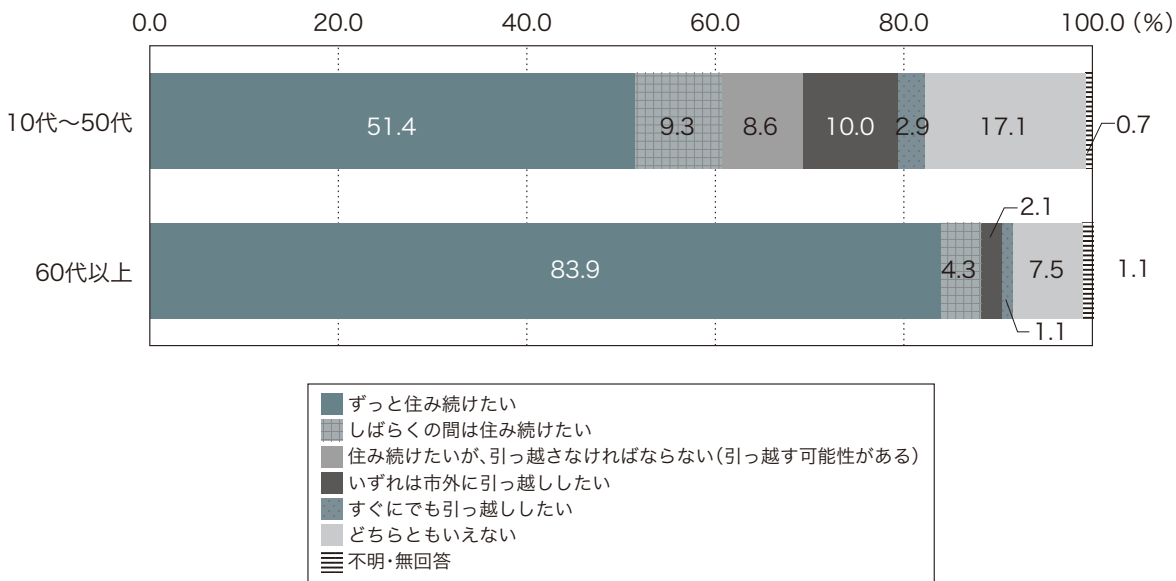
【尾鷲市全体の評価②（定住意向について）】

定住意向は、「ずっと住み続けたい」が69.9%、「しばらくの間は住み続けたい」が6.5%と、合計で76.4%と4分の3以上を占めています。



■年代別クロス集計

定住意向を年代別に見ると、「ずっと住み続けたい」は、「60代以上」では8割以上となっているのに対し、「10代～50代」では5割程度と年代による顕著な差が見られます。



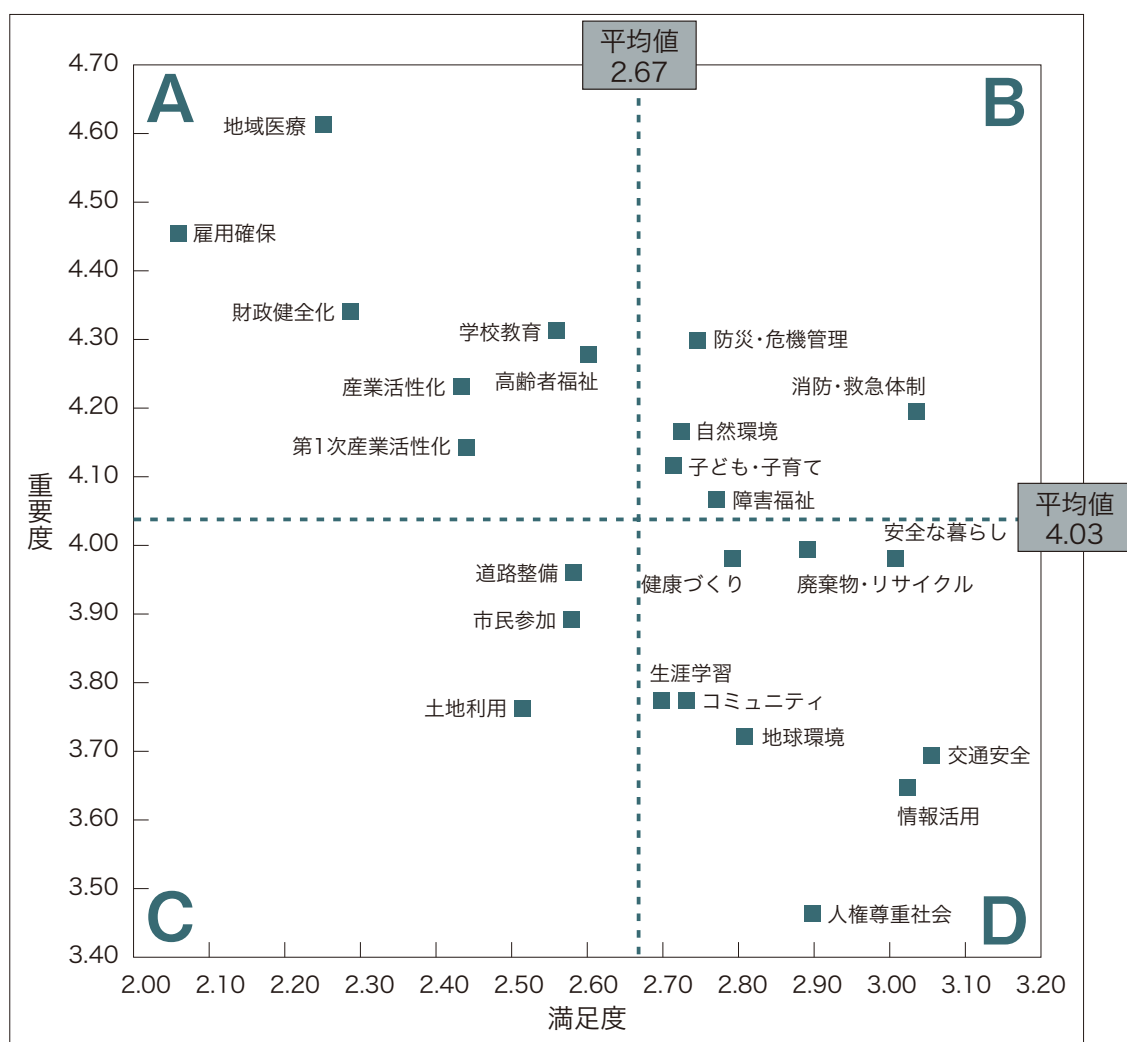
【市が実施している取り組みやサービスに関する満足度と今後の重要度】

市が実施している取り組みやサービスに関する満足と今後の重要度を、5段階で評価した結果を以下の散布図に取りまとめています。満足度は「1 満足」「2 どちらかといえば満足」「3 普通」「4 どちらかといえば不満」「5 不満」。今後の重要度は「1 重要」「2 どちらかといえば重要」「3 現状のまま」「4 どちらかといえば重要でない」「5 重要でない」で評価しています。

■満足度・重要度の散布図（全体）

満足度と重要度の散布図について、「地域医療」「雇用確保」「財政健全化」などがAの領域に分類され、今後、優先して取り組むことが求められている項目となります。

一方で、「人権尊重社会」「情報活用」「交通安全」などがDの領域に分類され、優先度としては低くなっています。



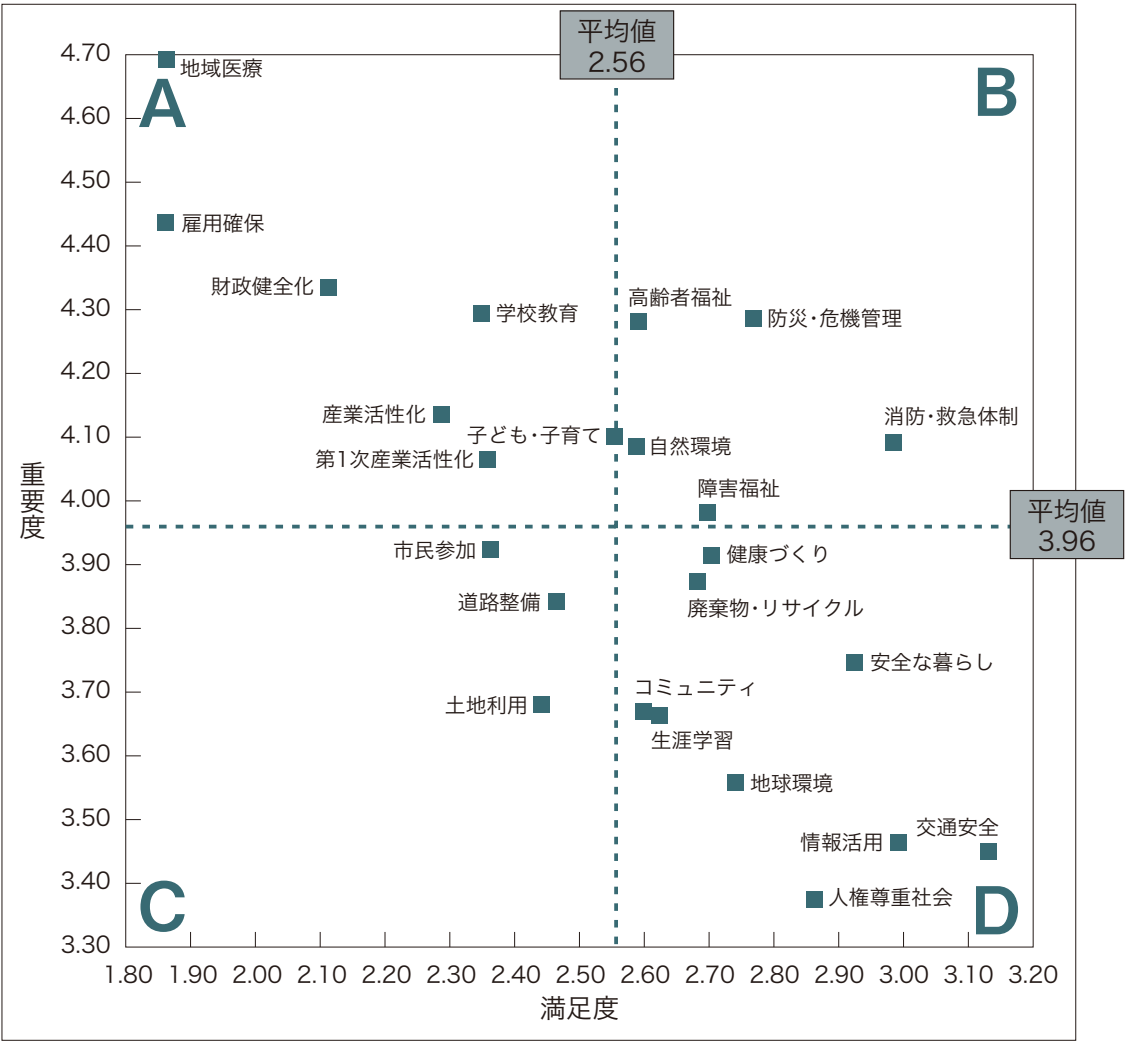


アンケート調査結果

■満足度・重要度の散布図 (10代～ 50代)

10代～ 50代の満足度と重要度の散布図について、全体と概ね同様の傾向となっていますが、平均値は満足度、重要度ともに全体よりも低くなっています。

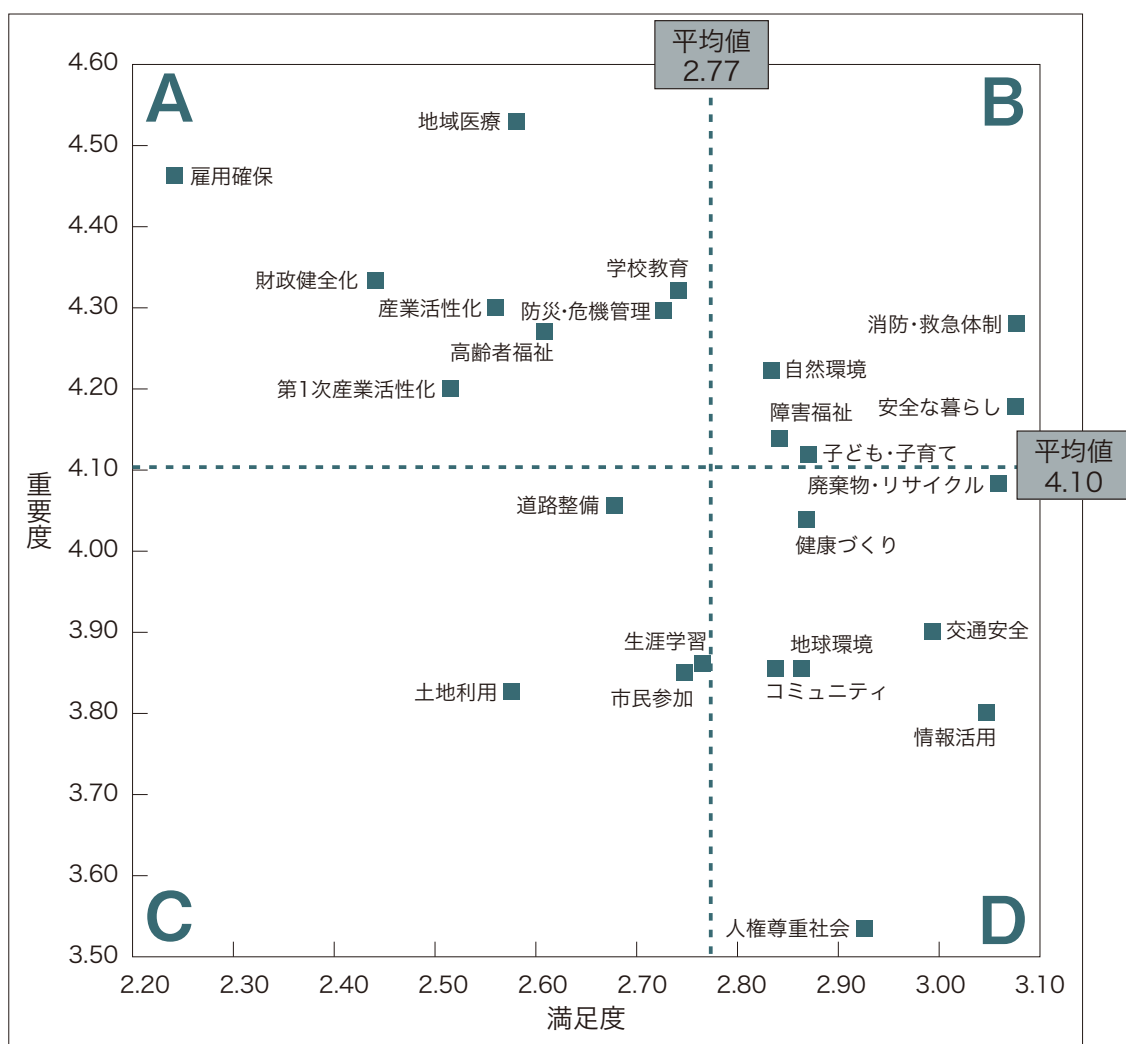
また、全体との比較では、「子ども・子育て」がBの領域からAの領域へ、反対に「高齢者福祉」がAの領域からBの領域へと入れ替わっています。



■満足度・重要度の散布図（60代以上）

60代以上の満足度と重要度の散布図について、全体と概ね同様の傾向となっていますが、平均値は満足度、重要度ともに全体よりも高くなっています。

また、全体との比較では、「防災・危機管理」がBの領域からAの領域へ、「安全な暮らし」がDの領域からBの領域へ、「生涯学習」がDの領域からCの領域へと入れ替わっています。

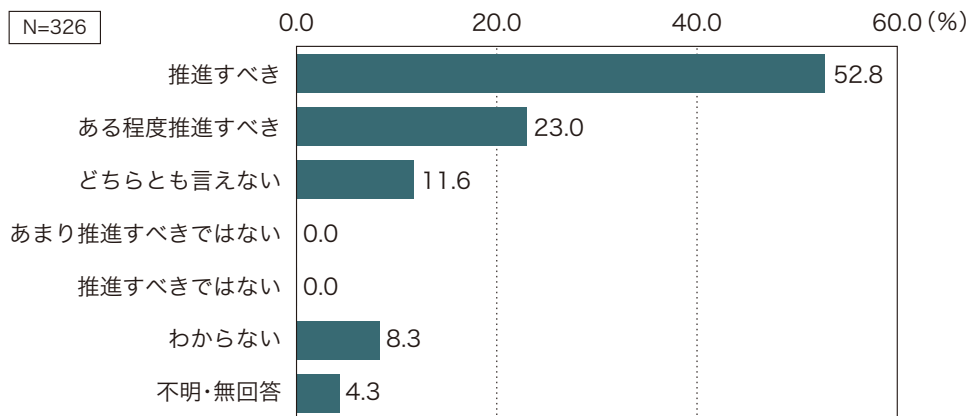




アンケート調査結果

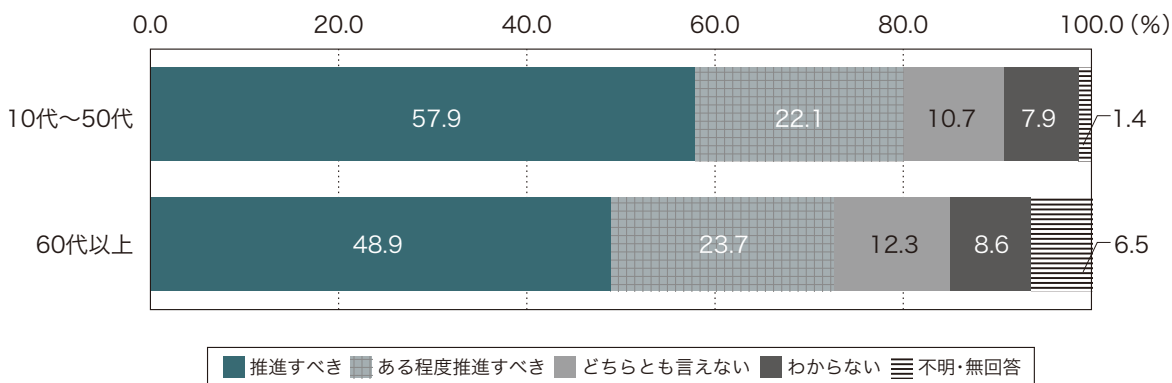
【市民みんなで目標達成のために取り組むことについて】

市民みんなで目標達成のために取り組むことについて、「推進すべき」が52.8%、「ある程度推進すべき」が23.0%と、「推進」した方が良いとの回答が7割以上となっています。



■年代別クロス集計

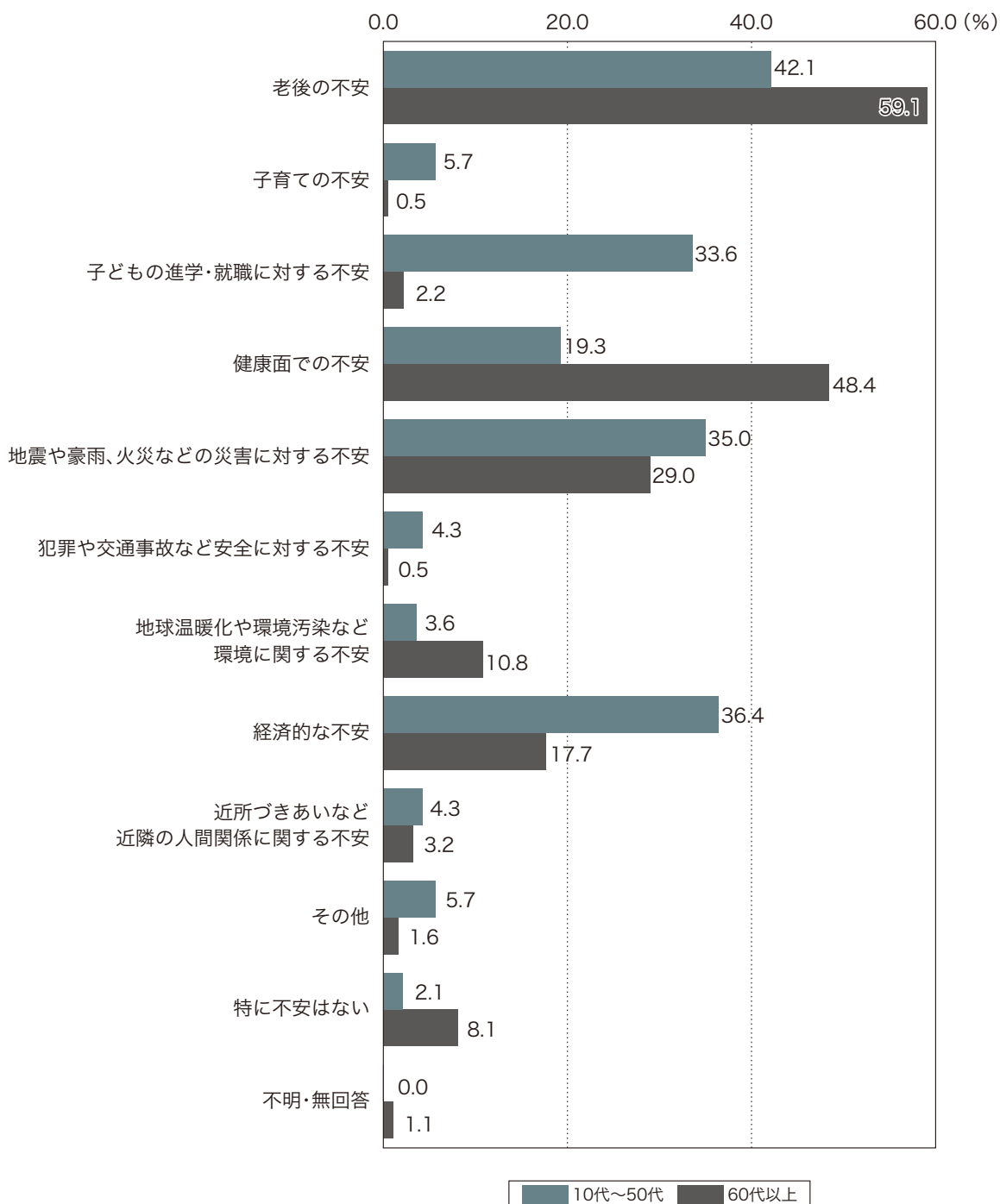
市民みんなで目標達成のために取り組むことについて年代別に見ると、「推進すべき」では、「10代～50代」の方が高くなっています。



【現在不安に感じていること】

■年代別クロス集計

現在不安に感じていることを年代別に見ると、「老後の不安」や「健康面での不安」では「60代以上」が、「子どもの進学・就職に対する不安」や「経済的な不安」では「10代～50代」の方が高くなっています。

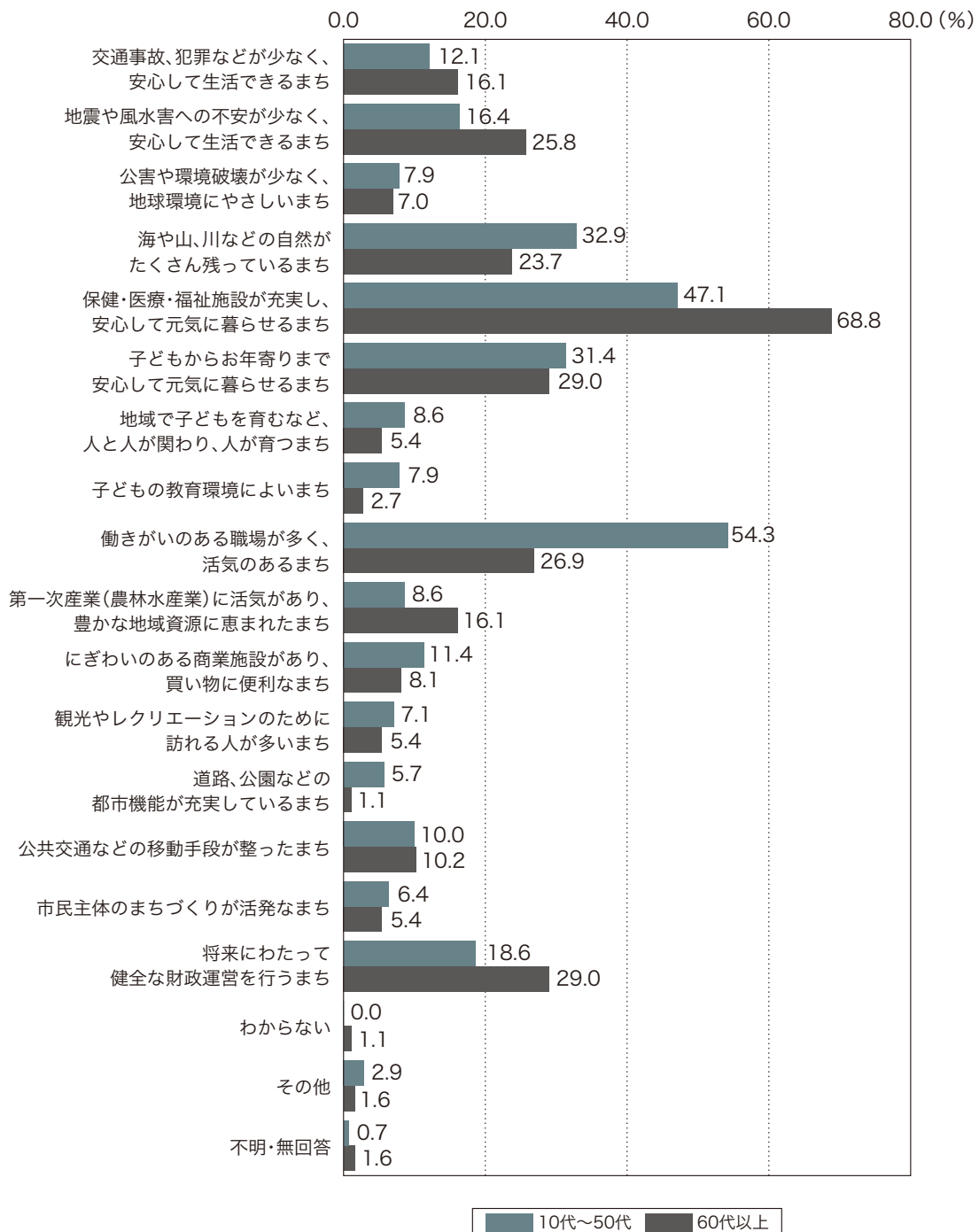


アンケート調査結果

【尾鷲市の将来イメージで希望するもの】

■年代別クロス集計

尾鷲市の将来イメージで希望するものを年代別に見ると、「保健・医療・福祉施設が充実し、安心して元気に暮らせるまち」や「将来にわたって健全な財政運営を行うまち」では60代以上が、「働きがいのある職場が多く、活気のあるまち」や「海や山、川などの自然がたくさん残っているまち」では「10代～50代」が高くなっています。



第6次尾鷲市総合計画

発 行：尾鷲市

発行年月：平成24年3月

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

TEL：0597-23-8134 FAX：0597-22-2111

<http://www.city.owase.lg.jp/>

表紙イラスト：三重県立尾鷲高等学校 北村 理恵さん

